

目 次

津市条例

- 津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市市税条例の一部を改正する条例
- 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市立三重短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市立三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

- 津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市告示

- 個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 議決を経た予算等の公表
- 放置自転車の撤去及び保管
- 公示送達
- 市道路線の認定
- 市道路線の区域決定
- 市道路線の供用開始
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

津市公告

- 開発行為に関する工事の完了
- 香良洲高台防災公園内児童販売機設置に係る条件付一般競争入札の実施
- 道路位置の指定
- 小中学校等における指導者用端末等の購入に係る条件付一般競争入札の実施
- 津都市計画地区計画の案の内容となるべき事項の縦覧
- 津駅東口交通ターミナル上部空間活用等検討業務に係る公募型プロポーザルの実施
- 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
- 負傷動物の収容
- 地域計画案の縦覧

開発行為に関する工事の完了

水槽付消防ポンプ自動車の購入に係る条件付一般競争入札の実施

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定失効

津市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市消防本部告示

指定催しの指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部を改正する告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における不在者投票の時間

在外選挙人にかかる不在者投票用紙等の交付場所

参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の開閉時間

在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の開閉時間

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 1 号

津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 1 9 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 0 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条－第 2 4 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条・第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支

援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めな

なければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第 9 条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と

倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し

運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行

わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室をいう。以下同じ。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	常用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

4 階以上の階	避難用	1 令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項の避難階段においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
---------	-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのうちのいずれかに至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転

落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に

規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第 2 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第 2 5 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年三重県条例第 6 5 号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成 1 8 年三重県条例第 6 8 号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年三重県条例第 9 3 号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年条例第 2 1 号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第 2 6 条 第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 2 3 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 2 4 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第 3 章 雑則

（電磁的記録）

第 2 7 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに

類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 2 号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 を第 1 8 条の 4 とする。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 8 条の 3 とし、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 1 8 条の 2 任命権者は、津市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 3 5 号。以下この項において「育休条例」という。）第 2 3 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度若しくは措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）又はその他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育休条例第 2 3 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、

又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度若しくは措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）又はその他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承

認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ第2項申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条の規定による改正後の津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の津市職員の育児休業等に関する条例第 2 0 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 3 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の津市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受け

るべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 3 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、津市市税条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 津市市税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 4 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 の 2 を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例（令和 7 年三重県条例第 3 3 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地開発事業に係る手数料については、改正前の別表第 8 の 2 の規定は、なおその効力を有する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 5 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市
条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」
に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全
てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすること
ができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役
割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように
するための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 2 7 条に規定する小規模保育
事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5
項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第
1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第 6 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項

を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 6 号

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 3 5 条第 3 項中「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第 3 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 7 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その 1）の表中

アリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	520	を
--------	--	---------------------------	-----	---

アリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	520	に、
アリーナ冷暖房設備	全面	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3,800	
	2 分の 1 使用	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	1,900	

剣道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	4,190
		その他の場合	3,140	4,190	8,380

	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	ス ポ ー ツ の た め に 使 用 す る 場 合	4, 710	6, 280	12, 570	を
		そ の 他 の 場 合	9, 420	12, 570	25, 140	

剣道場	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ス ポ ー ツ の た め に 使 用 す る 場 合	1, 570	2, 090	4, 190
		そ の 他 の 場 合	3, 140	4, 190	8, 380
	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	ス ポ ー ツ の た め に 使 用 す る 場 合	4, 710	6, 280	12, 570
		そ の 他 の 場 合	9, 420	12, 570	25, 140
	剣 道 場 冷 暖 房 設 備	全 面	1 時 間 （ 1 時 間 未 満 は、 1 時 間 と す る。） 当 たり 1, 000		
		2 分 の 1 使 用	1 時 間 （ 1 時 間 未 満 は、 1 時 間 と す る。） 当 たり 500		

改め、同表備考1中「とする（」の次に「アリーナ冷暖房設備及び剣道場冷暖房設備並びに」を加え、同表備考5中「アリーナ照明」の次に「及びアリーナ冷暖房設備」を加え、同表備考6中「とする」の次に「（アリーナ冷暖房設備及び剣道場冷暖房設備を除く。）」を加える。

別表第9中

メインアリーナ 照明	1 時 間 （ 1 時 間 未 満 は、 1 時 間 と す る。） 当 たり 520	を
---------------	--	---

メインアリーナ 照明	1 時 間 （ 1 時 間 未 満 は、 1 時 間 と す る。） 当 たり 520	に
メイン アリー ナ冷暖 房設備	全 面 1 時 間 （ 1 時 間 未 満 は、 1 時 間 と す る。） 当 たり 2, 800	
	2 分 の 1 使 用 1 時 間 （ 1 時 間 未 満 は、 1 時 間 と す る。） 当 たり 1, 400	

改め、同表備考 1 中「とする（」の次に「メインアリーナ冷暖房設備及び」を加え、同表備考 6 中「及び」の次に「メインアリーナ冷暖房設備並びに」を加え、同表備考 7 中「とする」の次に「（メインアリーナ冷暖房設備を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設のアリーナ冷暖房設備及び剣道場冷暖房設備並びに津市一志体育館施設のメインアリーナ冷暖房設備の使用に係る手続については、同日前においても改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の例により行うものとする。

津市立三重短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 8 号

津市立三重短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例

津市立三重短期大学授業料等徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者として認定を行ったものに対して授業料の減免を行うものとする。

(1) 3 人以上の子等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 2 条第 3 項に規定する子等をいう。以下同じ。）の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。

(2) 在学する学生及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、授業料の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者として認定を行ったものに対して入学料の減免を行うものとする。

(1) 3 人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。

(2) 在学する学生及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、入学料の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 3 項及び第 7 条第 2 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の授業料及び入学料の減免について適用する。

津市立三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 0 号

津市立三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則の一部を改正する規則

津市立三重短期大学授業料等徴収猶予及び減免に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「授業料等納付困難者」を「減免の対象者」に改め、同条中「授業料等の納付が困難であること」を「授業料等の減免の対象者」に、「認定する」を「行う」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、令和 7 年度以後の年度分の授業料及び入学料の減免について適用する。

津市訓令第 9 号

庁中一般

出先機関

津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 7 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育委員会事務局教育総務部教育総務課長及び」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第 2 1 4 号

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 条）第 1 1 9 条第 2 項及び同令第 1 2 1 条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおりとする。

なお、令和 6 年津市告示第 2 5 6 号は、廃止する。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

施設 番号			会場 番号	区分		施設の名称	使用する部屋 の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
									昼間	夜間	演 説 会 場						弁 士 控 室				
											照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
1	1	1	第161条 第1項①		津市立 南立誠 幼稚園	桜橋二 丁目39	津市立南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戯室 (2階)	150	9,090	25,675	40W 40	有(ステージ)	いす 50	有	有	-	有	いす 5	駐車場13台	
2	2	2	第161条 第1項①		津市立 敬和幼 稚園	中河原 445	津市立敬和幼稚園 中河原445	遊戯室	75.92	9,090	25,675	80W 15	有	いす 50	有	有	-	-	-	-	
3	3	3	第161条 第1項①		津市立 藤水幼 稚園	藤方 1627	津市立藤水幼稚園 藤方1627	遊戯室	206	9,090	25,675	36W 34	有	いす 130	有	有	-	36W 4	机 14 いす9	投票所	
4	4	4	第161条 第1項①		津市立 豊が丘 小学校	豊が丘2 丁目34- 1	津市立豊が丘小学校 豊が丘2丁目34-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 624	有	有	-	40W 4	机 6 いす 12	-	
5	5	5	第161条 第1項①		津市立 高野尾 小学校	高野尾 町5266- 1	津市立高野尾小学校	多目的ホール	240	9,090	25,675	40W 6	有	いす 100	有	有	-	-	-	-	
	5	6		津市立 高野尾 小学校	高野尾 町5266- 1	高野尾町5266-1	体育館	708	400W 16 300W 15			有	いす 150	有	有	-	80W 2	いす 1	-		
6	6	7	第161条 第1項①		津市立 大里小 学校	大里窪 田町1821	津市立大里小学校	会議室	66	9,090	25,675	40W 20	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所	
	6	8		津市立 大里小 学校	大里窪 田町1821	大里窪田町1821	体育館	797	100W 31			机 1	いす 280	有	有	-	40W 4	-			
7	7	9	第161条 第1項①		津市立 一身田 小学校	一身田 大古曾 355	津市立一身田小学校	会議室	84	9,090	25,675	40W 24	有	いす 70	無	有	-	-	-	投票所	
	7	10		津市立 一身田 小学校	一身田 大古曾 355	一身田大古曾355	体育館	697	400W 16 300W 15			有	いす 500	有	有	-	-	-			
8	8	11	第161条 第1項①		津市立 白塚小 学校	白塚町 4463	津市立白塚小学校	会議室	63	9,090	25,675	蛍光灯 6	無	いす 50	無	有	-	-	-	-	
	8	12		津市立 白塚小 学校	白塚町 4463	白塚町4463	体育館	720	LED灯 31			1	いす300	有	有	-	-	-	-		
9	9	13	第161条 第1項①		津市立 栗真小 学校	栗真中 山町452	津市立栗真小学校	会議室	68	9,090	25,675	40W 24	無	いす 20	無	有	机有	-	-	-	
	9	14		津市立 栗真小 学校	栗真中 山町452	栗真中山町452	体育館	720	400W 15			有	いす 100	有	有	-	-	-	-		
10	10	15	第161条 第1項①		津市立 北立誠 小学校	江戸橋 一丁目 30	津市立北立誠小学校	コミュニティー ルーム	56	9,090	25,675	有	有	いす40	無	有	-	有	-	-	
	10	16		津市立 北立誠 小学校	江戸橋 一丁目 30	江戸橋一丁目30	体育館	700	有			有	いす 150 シート有	有	有	-	有	-	-		
11	11	17	第161条 第1項①		津市立 南立誠 小学校	桜橋二 丁目39	津市立南立誠小学校	会議室	104	9,090	25,675	蛍光灯 12	無	いす 50	有	有	-	-	-	投票所	
	11	18		津市立 南立誠 小学校	桜橋二 丁目39	桜橋二丁目39	体育館	708	水銀灯 16 白熱灯 15 蛍光灯 12			有	いす 500	有	有	-	-	机 3 いす 6			
12	12	19	第161条 第1項①		津市立 西が丘 小学校	長岡町 800-437	津市立西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 300	有	有	-	-	-	投票所	
13	13	20	第161条 第1項①		津市立 敬和小 学校	中河原 445	津市立敬和小学校	会議室	64.8	9,090	25,675	40W 18	無	いす 45	無	有	-	-	-	投票所	
	13	21		津市立 敬和小 学校	中河原 445	中河原445	体育館	720	200W 30 40W 2 20W 2			有	いす 200 シート 有	無	有	-	-	-			
14	14	22	第161条 第1項①		津市立 養正小 学校	丸之内 養正町 14-1	津市立養正小学校	コミュニティー ルーム	102	9,090	25,675	有	無	机 20 いす 50	無	有	-	-	-	投票所	
	14	23		津市立 養正小 学校	丸之内 養正町 14-1	丸之内養正町14-1	体育館	697.38	400W 16 300W 13			有	いす 500 シート 有	有	有	-	有	ミーティング ルーム 机・いす			
15	15	24	第161条 第1項①		津市立 新町小 学校	八町三 丁目3-1	津市立新町小学校	大会議室	180	9,090	25,675	50W 18	無	いす 100	無	有	-	-	-	投票所	
	15	25		津市立 新町小 学校	八町三 丁目3-1	八町三丁目3-1	体育館	768	水銀灯 24 白熱灯 24			有	いす 200 シート 14	有	有	-	蛍光灯	机 5			
16	16	26	第161条 第1項①		津市立 修成小 学校	修成町 9-1	津市立修成小学校	北校舎1階 会議室	54	9,090	25,675	常設灯 14	長机 12	いす 32	無	有	-	-	-	-	
	16	27		津市立 修成小 学校	修成町 9-1	修成町9-1	体育館	720	常設灯 27			有	いす700	有	有	-	有	長机 1	-		
17	17	28	第161条 第1項①		津市立 育生小 学校	下井財 町津興 1350	津市立育生小学校	会議室	100	9,090	25,675	40W 24	無	いす 60	無	有	-	400W 2	-	投票所	
	17	29		津市立 育生小 学校	下井財 町津興 1350	下井財町津興1350	体育館	833	400W 20 500W 20			有	いす 60	有	有	-	400W 2	机 1 いす 5			
18	18	30	第161条 第1項①		津市立 安東小 学校	納所町 245	津市立安東小学校	会議室	128	9,090	25,675	40W 30	無	いす 70	有	有	-	有	-	投票所	
	18	31		津市立 安東小 学校	納所町 245	納所町245	体育館	720	水銀灯16 白熱灯15			有	いす 500 シート 19	有	有	-	2	机 6 いす 18			
19	19	32	第161条 第1項①		津市立 櫛形小 学校	分部 1211-1	津市立櫛形小学校 分部1211-1	体育館	667	9,090	25,675	400W 30	有	いす 300 シート 20	有	有	-	40W 4	机 6 いす 20	投票所	
20	20	33	第161条 第1項①		津市立 片田小 学校	片田井 戸町22	津市立片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	9,090	25,675	水銀灯16 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有	-	蛍光灯 有	ミーティ ング 室 机 8	-	
21	21	34	第161条 第1項①		津市立 神戸小 学校	神戸 332-1	津市立神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	9,090	25,675	400W 16 300W 15	有	いす 200	有	有	-	40W 2	机 4 いす 12	投票所	

22	22	35	第161条 第1項①	津市立 藤水小 学校	藤方 1627	津市立藤水小学校	会議室	80	9,090	25,675	LED 18	無	いす 50	無	有	-	LED 6	机 3 いす 6	-	
	22	36		津市立 藤水小 学校	藤方 1627	藤方1627	体育館	696			LED 29	有	いす 250	有	有	-	40W 4	机 3 いす 10	-	
23	23	37	第161条 第1項①	津市立 南が丘 小学校	垂水 2538-1	津市立南が丘小学校	体育館	690	9,090	25,675	40W 30	有	いす 500	有	有	-	40W 6	ミーティ ング ルーム 机 6 いす 18	投票所	
	23	38		津市立 南が丘 小学校	垂水 2538-1	垂水2538-1	多目的ホ ール (ふれあ いホー ル)	229.5			40W 48 60W 6	有	いす 200 (体育館 より 100搬入)	有	有	-	-	机:有 い す:有 脇に控 えるの は可、 別室は 校舎内 となる		
24	24	39	第161条 第1項①	津市立 高茶屋 小学校	高茶屋 三丁目 1-1	津市立高茶屋小学校	体育館	696	9,090	25,675	400W 18 300W 20 40W 14	有	いす 550	有	有	-	40W 6	-	-	
25	25	40	第161条 第1項①	津市立 雲出小 学校	雲出本 郷町 1164	津市立雲出小学校	多目的室	109	9,090	25,675	有	有	いす 50	無	有	-	-	-	-	
	25	41		津市立 雲出小 学校	雲出本 郷町 1164	雲出本郷町1164	体育館	934			有	有	いす 470	有	有	-	有	机 有 いす 有	-	
26	26	42	第161条 第1項①	津市立 豊里中 学校	大里睦 合町 820-1	津市立豊里中学校	体育館	972	9,090	25,675	水銀灯 16 白熱灯 9	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有	-	-	机 3 長いす 3	-	
27	27	43	第161条 第1項①	津市立 一身田 中学校	一身田 中野 880-1	津市立一身田中学校	会議室 (2階)	92	9,090	25,675	LED直管形 36	無	いす 60	無	有	-	LED直管形 12	机4 いす10	-	
	27	44		津市立 一身田 中学校	一身田 中野 880-1	一身田中野880-1	体育館	900			400W 25	演壇 2 いす	いす 500	有	有	-				
28	28	45	第161条 第1項①	津市立 橋北中 学校	桜橋二 丁目38- 1	津市立橋北中学校	会議室 (B棟4階)	102	9,090	25,675	40W 30	固定演壇 (机)1	いす 50	無	有	-	40W 6	校長室 ソファ 4	-	
	28	46		津市立 橋北中 学校	桜橋二 丁目38- 1	桜橋二丁目38-1	体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有	-	有	机 3	-	
29	29	47	第161条 第1項①	津市立 東橋内 中学校	中河原 356-2	津市立東橋内中学校	会議室	32.864	9,090	25,675	40W 12	無	机 10 いす 25	無	有	-	-	-	-	
	29	48		津市立 東橋内 中学校	中河原 356-2	中河原356-2	体育館	840			100W～200W 40	有	いす 300	有	有	-	有	いす有	-	
30	30	49	第161条 第1項①	津市立 西橋内 中学校	東古河 町7-1	津市立西橋内中学校	被服室	128	9,090	25,675	有	無	いす 40	無	無	-	-	-	投票所	
	30	50		津市立 西橋内 中学校	東古河 町7-1	東古河町7-1	体育館	1,225			27	移動式	いす 150 シート 有	有	有	-	-	-		
31	31	51	第161条 第1項①	津市立 橋南中 学校	上弁財 町津興 2537-4	津市立橋南中学校	会議室	56	9,090	25,675	40W 12	無	いす 40	無	有	-	-	-	投票所	
	31	52		津市立 橋南中 学校	上弁財 町津興 2537-4	上弁財町津興2537-4	体育館	875			水銀灯24 白熱灯 0	移動式	いす 600	有	有	-	-	-		
32	32	53	第161条 第1項①	津市立 西郊中 学校	一色町 219	津市立西郊中学校	体育館	1,387	9,090	25,675	400W 21 100W 21	有	いす 600 シート 有	有	有	-	-	-	-	
33	33	54	第161条 第1項①	津市立 南が丘 中学校	垂水 2622-1	津市立南が丘中学校	体育館	1,050	9,090	25,675	水銀灯24 白熱灯 8	有	いす 430	有	有	ステージ 照明 有	蛍光灯 40W 18	机 10 いす 20	-	
34	34	55	第161条 第1項①	津市立 南郊中 学校	高茶屋 四丁目 44-1	津市立南郊中学校	ミーティング室	50	9,090	25,675	40W 9	無	いす40	無	有	-	-	-	-	
	34	56		津市立 南郊中 学校	高茶屋 四丁目 44-1	高茶屋四丁目44-1	体育館	1,000			有	有	いす 600 シート 有	有	有	-	有	柔道場となっ ているため畳 敷き	-	
35	35	57	第161条 第1項①	三重短 期大学	一身田 中野157	三重短期大学	41 番教室 (4階)	229	9,090	25,675	80W 30	有	机 210 いす 210	有	無	-	80W 12	42番教室 (4階)	-	
	35	58		三重短 期大学	一身田 中野157	一身田中野157	体育館	988			有	有	いす 300	有	有	-	有	応接室 テーブル 2 いす 12	-	
36	36	59	第161条 第1項①	津市中 央公民 館	大門7- 15	津市中央公民館	ホール	317	9:00～12:00 4,190 13:00～17:00 5,230 18:00～22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算		天井灯	演台 1 机 1 いす 1	いす 200	有	有	-	-	-	-	
	36	60		津市中 央公民 館	大門7- 15	大門7-15	会議室	98	9:00～12:00 1,250 13:00～17:00 1,670 18:00～22:00 1,670 冷暖房時は10分の3の額を加算		27W 40	演台 1	机 21 いす 63	有	有	-	-	-	-	
37	37	61	第161条 第1項①	津市橋 北公民 館	羽所町 700	津市橋北公民館	研修室A	111	9:00～12:00 3,560 13:00～17:00 4,400 18:00～22:00 4,400 冷暖房時は10分の3の額を加算 (10円未満切捨て)		32W 56	有 (演台1)	72 (消防法上の 定員は72名)	有	有	-	-	-	※消防法上の 定員には来場 者だけでなく 主催者側(ス タッフ等)も含 む。	
	37	62		津市橋 北公民 館	羽所町 700	羽所町700	研修室B	59	9:00～12:00 1,250 13:00～17:00 1,780 18:00～22:00 1,780 冷暖房時は10分の3の額を加算 (10円未満切捨て)		天井灯	有 (演台1)	36 (消防法上の 定員は36名)	無	有	-	-	-	同上	
38	38	63	第161条 第1項①	津市橋 南公民 館	修成町 12-1	津市橋南公民館	会議室	135	9:00～12:00 1,460 13:00～17:00 1,940 18:00～22:00 1,940 冷暖房時は10分の3の額を加算		LED 36	2	いす 66	有	有	ホワイト ボード	LED 4	机 6 いす 8	投票所	
39	39	64	第161条 第1項①	津市一 身田公 民館	一身田 町293-3	津市一身田公民館	多目的室 (A・B・C)	107.7	9:00～12:00 1,230 13:00～17:00 1,560 18:00～22:00 1,560 冷暖房時は10分の3の額を加算		6300lm 24	演壇1	110	有	有	-	-	-	投票所	
40	40	65	第161条 第1項①	津市白 塚公民 館	白塚町 5205	津市白塚公民館	会議室	57.7	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算		36W 24	無	いす 80	有	有	-	-	-	投票所	
41	41	66	第161条 第1項①	津市片 田公民 館	片田井 戸町17- 2	津市片田公民館	会議室	103.93	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算		36W×2 15	有	いす 70	有	有	-	29W 2 29W 2	和室	-	
42	42	67	第161条 第1項①	津市南 郊公民 館	高茶屋 三丁目 25-6	津市南郊公民館	会議室	84	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算		80W 8	有	いす 80	有	有	-	80w 4	和室	投票所	

43	43	68	第161条第1項①	津市豊里公民館	大里睦合町610-1	津市豊里公民館	1 階 会議室	51	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,150 18:00～22:00 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 18	有	いす 36	無	有	-	-	-	-
	43	69	第161条第1項①	津市豊里公民館	大里睦合町610-1	大里睦合町610-1	2 階 研修室	79	9:00～12:00 730 13:00～17:00 940 18:00～22:00 940 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 65	無	有	-	-	-	-
44	44	70	第161条第1項①	津市敬和公民館	寿町21-22	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00～12:00 1,780 13:00～17:00 2,300 18:00～22:00 2,300 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	有	いす 150	有	有	-	有	-	投票所
45	45	71	第161条第1項②	津市アストプラザ	羽所町700	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平 日 9:00～12:00 8,060 13:00～17:00 10,680 18:00～22:00 10,680 土 日 休 日 9:00～12:00 10,790 13:00～17:00 14,350 18:00～22:00 14,350 冷暖房使用 1,780円/時間 舞台(電動式) 3,140/区分 客席(電動式) 3,140/区分 照明設備(スポット) 2,090/区分 音響設備(マイク) 2,090/区分	天井灯	有 (演台1・ 電動舞台1)	電動式198 いす 200 (消防法上の 定員は270 名)	有	無	-	6	机 6 いす 21	※消防法上の定員には来場者だけでなく主催者側(スタッフ等)も含む。
	45	72	第161条第1項②	津市アストプラザ	羽所町700		会議室1	123	9:00～12:00 3,870 13:00～17:00 4,810 18:00～22:00 4,810 冷暖房時は10分の3の額を加算 (10円未満切捨て)	32W 24	有 (演台1)	いす 60 (消防法上の 定員は60名)	有	有	-	-	-	
46	46	73	第161条第1項②	津リージョンプラザ	西丸之内23-1	津リージョンプラザ 西丸之内23-1	お城ホール	487	平 日 9:00～12:00 7,000 13:00～17:00 10,000 18:00～22:00 14,000 9:00～17:00 17,000 13:00～22:00 24,000 土 日 休 日 9:00～12:00 9,000 13:00～17:00 14,000 18:00～22:00 19,000 9:00～17:00 23,000 13:00～22:00 33,000 冷暖房使用 2,400円/時間	30.6KW 69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有	-	320W	机 1 いす 4	-
47	47	74	第161条第1項②	津市橋南市民センター	津興1162	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	170	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 40	有 1	いす 200	有	有	-	-	-	-
48	48	75	第161条第1項②	津市北部市民センター	栗真中山町816-10	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	120W 4 40W 56	移動式 1	いす 120	有	有	-	-	机 7 いす 15	-
49	49	76	第161条第1項②	津市西部市民センター	野田1-1	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 48	移動式 1	机 43 いす 140	有	有	-	40W 8	小会議室 和 室	-
50	50	77	第161条第1項②	津市雲出市民センター	雲出本郷町1389	津市雲出市民センター 雲出本郷町1389	ホール	90	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 20 18W 14	移動式 1	いす 100	有	有	-	-	-	-
51	51	78	第161条第1項②	津市白塚市民センター	白塚町2111	津市白塚市民センター 白塚町2111	大ホール	176.5	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算	250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式 1	机 50 いす 150	有	有	-	32W 12	小会議室 机 4 いす 24	投票所
52	52	79	第161条第1項②	津市高茶屋市民センター	高茶屋四丁目37-59	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37-59	大ホール	270.6	9:00～12:30 4,190 13:00～17:00 4,190 18:00～21:30 5,340 冷暖房時は10分の3の額を加算	42W×3 27 400W×1 8	有	288	有	有	-	小会議室 32W×2 6 9:00～12:30 400 13:00～17:00 400 18:00～21:30 500 午前 410 午後 410 夜 530	机 6 いす 18 小会議室費用 午前 410 午後 410 夜 530	冷暖房使用は使用料に10分の3の額を加算
	52	80	第161条第1項②	津市高茶屋市民センター	高茶屋四丁目37-59		大会議室	45.98	9:00～12:30 940 13:00～17:00 940 18:00～21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算	30W×2 9 32W×1 2	無	30	無	有	-	-	-	
53	53	81	第161条第1項②	津市橋南会館	柳山津興1535-27	津市橋南会館 柳山津興1535-27	大会議室	94.5	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W×2 15	無	いす 70	無	有	-	40W×2 2	小会議室 机 4 いす 9	投票所
54	54	82	第161条第1項②	津市新町会館	新町三丁目4-23	津市新町会館	研修室1	82	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 9:00～21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	いす 60	有	有	-	40W×2 1	小会議室 机 4 いす 10	研修室1と2は、バーテーションを外せば同時利用可
	54	83	第161条第1項②	津市新町会館	新町三丁目4-23	新町三丁目4-23	研修室2	82	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 9:00～21:30 3,240 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	いす 60	有	有	-	-	-	
55	55	84	第161条第1項②	津市城山会館	城山二丁目20-3	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61.75	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	無	いす 45	無	有	-	32W×2 9	小会議室 机 11 いす 20	投票所
56	56	85	第161条第1項②	津市津西会館	一身田上津部田1355-5	津市津西会館 一身田上津部田1355-5	大会議室	72	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 12	移動式 1	いす 80	有	有	-	32W×2 12	小会議室 机 8 いす 25	投票所
57	57	86	第161条第1項②	津市津西ふれあい会館	観音寺町1005-24	津市津西ふれあい会館 観音寺町1005-24	研修室 1・2	150	9:00～12:30 2,500 13:00～17:00 2,500 18:00～21:30 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	無	研修室1 いす 50 研修室2 いす 50	無	有	-		研修室 3 机 10 いす 10	-
58	58	87	第161条第1項②	津市豊が丘会館	豊が丘二丁目1-1	津市豊が丘会館 豊が丘二丁目1-1	大会議室	75	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	32W×2 15	移動式 1	いす 55	ワイヤレス 2	有	-	32W×2 6	小会議室 机 6 いす 14	-
59	59	88	第161条第1項②	津市豊が丘おおぞら会館	豊が丘二丁目47-11		研修室1	80.33	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 2,500 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 12	有	50	3	有	ホワイトボード	-	-	・投票所 ・研修室1と2はバーテーションを外せば同時利用可
	59	89	第161条第1項②	津市豊が丘おおぞら会館	豊が丘二丁目47-11	津市豊が丘おおぞら会館 豊が丘二丁目47-11	研修室2	79.45	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	44.3W 12	無	50	無	有	ホワイトボード	-	-	

	59	90	第161条第1項②	津市豊が丘おおぞら会館	豊が丘二丁目47-11			研修室3	40.02	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 冷暖房時は10分の3の額を加算		44.3W 6	無	25	無	有	ホワイトボード	－	－	
60	60	91	第161条第1項②	津市南が丘会館	垂水2882-1	津市南が丘会館 垂水2882-1	別棟 研修室 1・2	190	9:00～12:30 2,500 13:00～17:00 2,500 18:00～21:30 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算		32W 20	無	いす 120	有	有	－	32W 20	研修室 3 工作用机 6 いす 24	投票所	
	60	92	第161条第1項②	津市南が丘会館	垂水2882-1		大会議室	74.42	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	60	無	有	ホワイトボード	－	－		
61	61	93	第161条第1項②	津市安東コミュニティセンター	納所町234	津市安東コミュニティセンター 納所町234	研修室	65	9:00～12:30 1,250 13:00～17:00 1,250 18:00～21:30 1,570 冷房時は10分の3の額を加算		31.9w×12	無	いす 40	有	有	－	無	無	－	
	61	94	第161条第1項②	津市安東コミュニティセンター	納所町234		ホール	132	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 冷暖房時は10分の3の額を加算		43.1w×19	有	いす 80	有	有	－	無	無	－	
62	62	95	第161条第1項②	津市橋形市民館	分部262-1	津市橋形市民館 分部262-1	和 室	53	9.090	25.675	蛍光灯 40W 16	有	座布団50	無	有	－	40W 2	事務室机 いす	－	
63	63	96	第161条第1項②	津市中央市民館	愛宕町233	津市中央市民館 愛宕町233	講堂	105.7	9.090	25.675	40W 32	可動演壇 (机)1	いす 100	有	有	－	40W 18	円卓 1 いす 14	－	
64	64	97	第161条第1項②	津市長谷山市民館	分部1712-1	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45.7	9.090	25.675	40W 6	無	いす 20	無	有	－	40W 1	事務室机 2 いす 2	－	
65	65	98	第161条第1項②	津市雲出市民館	雲出島貴町488-7	津市雲出市民館 雲出島貴町488-7	多目的室	59.4	9.090	25.675	40W 48	無	座布団80	無	有	－	40W 12	机 1 いす 6	－	
66	66	99	第161条第1項②	津市藍崎地区防災コミュニティセンター	港町1-23	津市藍崎地区防災コミュニティセンター 港町1-23	集会室1・2	70.42	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算		32W×12	有(移動式)	椅子75 (ワイヤレス×2)	有	有	ホワイトボード	－	－	－	
67	67	100	第161条第1項②	津市雲出地区防災コミュニティセンター	雲出伊倉津町792-1	津市雲出地区防災コミュニティセンター	研修室1	175.43	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		20W 24灯	固定演題1	いす91脚	有	有	従事者数1	20W 6灯	机6脚	従事者数1	
	67	101	第161条第1項②	津市雲出地区防災コミュニティセンター	雲出伊倉津町792-1	雲出伊倉津町792-1	研修室2	175.43	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		20W 24灯	固定演題1	いす112脚	有	有	従事者数1	20W 6灯	机7脚	従事者数1	
68	68	102	第161条第1項②	津市津南防災コミュニティセンター	津市半田3249-11	津市津南防災コミュニティセンター 津市半田3249-11	大ホールA	144	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	跳ね上げ式 ステージ	椅子70脚	有	有	ホワイトボード	－	－	大ホールBとの仕切りを外して一時的に使用することも可能	
	68	103	第161条第1項②	津市津南防災コミュニティセンター	津市半田3249-11		大ホールB	144	9:00～12:30 2,930 13:00～17:00 2,930 18:00～21:30 3,560 9:00～21:30 7,430 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	椅子70脚	有	有	ホワイトボード	－	－	大ホールAとの仕切りを外して一時的に使用することも可能	
	68	104	第161条第1項②	津市津南防災コミュニティセンター	津市半田3249-11		会議室A	60	9:00～12:30 940 13:00～17:00 940 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,400 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	椅子30脚	有	有	ホワイトボード	－	－	会議室Bと仕切りを外して一時的に使用することも可能	
	68	105	第161条第1項②	津市津南防災コミュニティセンター	津市半田3249-11		会議室B	60	9:00～12:30 940 13:00～17:00 940 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,400 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	椅子30脚	有	有	ホワイトボード	－	－	会議室Aと仕切りを外して一時的に使用することも可能	
	68	106	第161条第1項②	津市津南防災コミュニティセンター	津市半田3249-11		多目的研修室	42	9:00～12:30 830 13:00～17:00 830 18:00～21:30 1,150 9:00～21:30 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算		有	無	丸椅子36脚	有	有	ホワイトボード	－	－	－	
69	69	107	第161条第1項③	津市阿漕塚記念館	柳山津興622	津市阿漕塚記念館 柳山津興622	大会議室	63	9:00～12:30 1,150 13:00～17:00 1,150 18:00～21:30 1,460		80W 8	無	いす 20	無	有	－	60W	和室10畳	投票所	
70	70	108	第161条第1項③	津市相生会館	相生町383	津市相生会館 相生町383	和 室	148.5 畳45畳	9.090	25.675	40W 40	机 10	座布団50	無	有	－	80W 1	応接4点セット	－	
71	71	109	第161条第1項③	津市愛宕会館	愛宕町10	津市愛宕会館 愛宕町10	和 室	132	9.090	25.675	40W 24	有	座布団100	有	有	－	有	机 いす	－	
72	72	110	第161条第1項③	津市大井会館	中河原170-6	津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	9.090	25.675	480W	無	座布団50	有	有	－	有	有	－	
73	73	111	第161条第1項③	島崎集会所	島崎町261-2	島崎集会所 島崎町261-2	1 階 会議室	33	9.090	25.675	40W 8	無	いす 40	無	有	－	有	有 エアコン付	－	
	73	112	第161条第1項③	島崎集会所	島崎町261-2	島崎集会所 島崎町261-2	2 階 日本間	41	9.090	25.675	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有	－	有	有 エアコン付	－	
74	74	113	第161条第1項③	津市高洲町教育集会所	高洲町15-30	津市高洲町教育集会所 高洲町15-30	2 階 会議室	105	9.090	25.675	40W 30	有	いす 50	有	有	－	20W 10	和 室	－	
75	75	114	第161条第1項③	津市モーターボート競走場	藤方637	津市モーターボート競走場 藤方637	ツッキードーム	998.5	平 日 2,820/時間 土日休日 3,770/時間		1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1～3F 521	有	無	－	40W 48	机 3 パイプいす 12 丸いす 6	－	

76	76	115	メッセウイングN HW	北河路町19-1	メッセウイングNHW 北河路町19-1	1F展示場(A)	1099	平日 9:00～17:00 97,770 9:00～12:00 41,900 13:00～17:00 55,870 土日休日 9:00～17:00 117,320 9:00～12:00 50,280 13:00～17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	平日 18:00～22:00 67,040 土日休日 18:00～22:00 80,450 冷暖房使用 3,140円/時間	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	76	116	メッセウイングN HW	北河路町19-1		1F展示場(B)	1071	平日 9:00～17:00 97,770 9:00～12:00 41,900 13:00～17:00 55,870 土日休日 9:00～17:00 117,320 9:00～12:00 50,280 13:00～17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	平日 18:00～22:00 67,040 土日休日 18:00～22:00 80,450 冷暖房使用 3,140円/時間	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	76	117	メッセウイングN HW	北河路町19-1		1F展示場(C)	1139	平日 9:00～17:00 97,770 9:00～12:00 41,900 13:00～17:00 55,870 土日休日 9:00～17:00 117,320 9:00～12:00 50,280 13:00～17:00 67,040 冷暖房使用 3,140円/時間	平日 18:00～22:00 67,040 土日休日 18:00～22:00 80,450 冷暖房使用 3,140円/時間	水銀灯 1kw 64灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	76	118	メッセウイングN HW	北河路町19-1		1F展示場(全面)	3231	平日 9:00～17:00 293,320 9:00～12:00 125,710 13:00～17:00 167,610 土日休日 9:00～17:00 351,980 9:00～12:00 150,850 13:00～17:00 201,130 冷暖房使用 9,420円/時間	平日 18:00～22:00 201,140 土日休日 18:00～22:00 241,360 冷暖房使用 9,420円/時間	水銀灯 1kw 192灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	76	119	第161条 第1項③ メッセウイングN HW	北河路町19-1		1F展示場(2/3)	2151	平日 9:00～17:00 195,540 9:00～12:00 83,800 13:00～17:00 111,740 土日休日 9:00～17:00 234,640 9:00～12:00 100,560 13:00～17:00 134,080 冷暖房使用 6,280円/時間	平日 18:00～22:00 194,080 土日休日 18:00～22:00 160,900 冷暖房使用 6,280円/時間	水銀灯 1kw 128灯	組立式1式 (展示場内 で1式)	椅子 2,000 (展示場の合 計数)	マイク 2本 (ワイヤ レス) 各ホー ル有	有	-	-	-	-
	76	120	メッセウイングN HW	北河路町19-1		1階中研修室	72	平日 9:00～17:00 14,660 9:00～12:00 6,280 13:00～17:00 8,380 土日休日 9:00～17:00 17,580 9:00～12:00 7,530 13:00～17:00 10,050	平日 18:00～22:00 10,050 土日休日 18:00～22:00 12,060	LED照明96本	無	42	マイク有	有	-	-	-	-
	76	121	メッセウイングN HW	北河路町19-1		2階大研修室	205	平日 9:00～17:00 36,660 9:00～12:00 15,710 13:00～17:00 20,950 土日休日 9:00～17:00 43,990 9:00～12:00 18,850 13:00～17:00 25,140	平日 18:00～22:00 25,140 土日休日 18:00～22:00 30,160	LED照明204本	有	150	マイク有	有	-	-	-	-
	76	122	メッセウイングN HW	北河路町19-1		2階中研修室	63	平日 9:00～17:00 14,660 9:00～12:00 6,280 13:00～17:00 8,380 土日休日 9:00～17:00 17,580 9:00～12:00 7,530 13:00～17:00 10,050	平日 18:00～22:00 10,050 土日休日 18:00～22:00 12,060	LED照明60本	有	36	マイク有	有	-	-	-	-
	76	123	メッセウイングN HW	北河路町19-1		2階会議室	148	平日 9:00～17:00 20,160 9:00～12:00 8,640 13:00～17:00 11,520 土日休日 9:00～17:00 24,180 9:00～12:00 10,360 13:00～17:00 13,820	平日 18:00～22:00 13,820 土日休日 18:00～22:00 16,580	LED照明52本	無	60	マイク有	有	-	-	-	-
77	77	124	津市河芸公民館 第161条 第1項①	河芸町浜田742	津市河芸公民館 河芸町浜田742	大ホール	665	9:00～12:00 6,280 13:00～17:00 7,330 18:00～22:00 7,330 冷暖房時は10分の3の額を加算	ダウンライト28 40W 20	有	いす500 (固定)	有	有	-	-	-	-	エレベーター スロープ 駐車場有
	77	125	津市河芸公民館	河芸町浜田742		第1、2会議室	162	9:00～12:00 1,660 13:00～17:00 2,080 18:00～22:00 2,080 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 60 ダウンライト32	有	机 39 いす117	有	有	-	-	-	-	
78	78	126	津市上野公民館 第161条	河芸町上野834-4	津市上野公民館	第1、2研修室	62.5	9:00～12:00 820 13:00～17:00 1,040 18:00～22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 20	有	机 13 いす36	無	有	-	-	-	-	-

	78	127	第1項①	津市上野公民館	河芸町上野834-4	河芸町上野834-4	第1、2会議室(和室)	54	9:00～12:00 820 13:00～17:00 1,040 18:00～22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	55W 16	無	—	無	無	—	—	—	—	
79	79	128	第161条第1項①	津市千里ヶ丘公民館	河芸町千里ヶ丘14	津市千里ヶ丘公民館 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	9:00～12:00 830 13:00～17:00 1,040 18:00～22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 32	無	机 20 いす40	無	有	—	—	—	—	
80	80	129	第161条第1項①	津市立朝陽中学校	河芸町上野2010	津市立朝陽中学校 河芸町上野2010	体育館	1091.94	9,090	25,675	白熱灯 9 水銀灯 56	有	いす500	有	有	—	—	—	
81	81	130	第161条第1項①	津市立豊津小学校	河芸町一色1680	津市立豊津小学校 河芸町一色1680	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 12	有	いす250	有	有	—	—	投票所	
82	82	131	第161条第1項①	津市立上野小学校	河芸町上野2963	津市立上野小学校 河芸町上野2963	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす300	有	有	—	—	投票所	
83	83	132	第161条第1項①	津市立黒田小学校	河芸町北黒田109-1	津市立黒田小学校 河芸町北黒田109-1	体育館	583	9,090	25,675	白熱灯 16 水銀灯 16	有	いす200	有	有	—	—	投票所	
84	84	133	第161条第1項①	津市立千里ヶ丘小学校	河芸町千里ヶ丘13	津市立千里ヶ丘小学校 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	9,090	25,675	白熱灯 4 水銀灯 19 LED灯 2	有	いす500	有	有	—	—	投票所	
85	85	134	第161条第1項①	津市立黒田幼稚園	河芸町北黒田109-1	津市立黒田幼稚園 河芸町北黒田109-1	遊戯室	96	9,090	25,675	40W3列 6 27W2イン 9 18W2イン 3	無	無	有	有	—	—	—	
86	86	135	第161条第1項①	津市立千里ヶ丘幼稚園	河芸町千里ヶ丘13	津市立千里ヶ丘幼稚園 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	9,090	25,675	40W2列 25	有	無	有	有	—	—	—	
87	87	136	第161条第1項①	津市立明幼稚園	芸濃町林325	津市立明幼稚園 芸濃町林325	遊戯室	130.5	9,090	25,675	蛍光灯 27	有	収容50	無	有	—	—	—	
88	88	137	第161条第1項①	津市立芸濃小学校	芸濃町椋本5047	津市立芸濃小学校 芸濃町椋本5047	体育館	530	9,090	25,675	水銀灯 20	有	パイプ椅子300	マイク3 スピーカー2	有	—	—	—	
89	89	138	第161条第1項①	津市立明小学校	芸濃町林325	津市立明小学校 芸濃町林325	体育館	441	9,090	25,675	白熱灯 2 水銀灯 13	有	パイプ椅子150・収容200	有	有	—	—	投票所	
90	90	139	第161条第1項①	津市立芸濃中学校	芸濃町椋本5147	津市立芸濃中学校 芸濃町椋本5147	体育館アリーナ	998.2	9,090	25,675	水銀灯 37	有	折りたたみ椅子200	有	有	—	—	—	
	90	140		津市立芸濃中学校	芸濃町椋本5147														
	90	141		津市立芸濃中学校	芸濃町椋本5147		多目的ホール2	109.29			蛍光灯13 ダウンライト8	無	無	有	有	—	—	—	
91	91	142	第161条第1項①	津市安西公民館	芸濃町北神山310	津市安西公民館 芸濃町北神山310	会議室	32	9:00～12:00 410 13:00～17:00 520 18:00～22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 6	無	椅子20	—	—	—	—	—		
92	92	143	第161条第1項①	津市雲林院公民館	芸濃町雲林院566	津市雲林院公民館 芸濃町雲林院566	会議室	30	9:00～12:00 410 13:00～17:00 520 18:00～22:00 520 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 8	無	椅子20	—	—	—	—	—		
93	93	144	第161条第1項②	津市芸濃コミュニティセンター	芸濃町椋本6141-1	津市芸濃コミュニティセンター 芸濃町椋本6141-1	大会議室	192	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400 9:00～17:00 4,500 13:00～22:00 4,610 9:00～22:00 5,550 冷暖房時は10分の3の額を加算	有 (白熱灯、蛍光灯)	有(移動式)	いす80	有	有	ホワイトボード	—	—	期日前投票所近接施設	
	93	145		津市芸濃コミュニティセンター	芸濃町椋本6141-1		中会議室1・2 中会議室3・4	84	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 1,780 18:00～22:00 1,780 9:00～17:00 3,350 13:00～22:00 3,560 9:00～22:00 4,190 冷暖房時は10分の3の額を加算	有 (蛍光灯)	無	いす36	無	有	ホワイトボード	—	—		
	93	146		津市芸濃コミュニティセンター	芸濃町椋本6141-1		小会議室1 小会議室2	45.4	9:00～12:00 830 13:00～17:00 940 18:00～22:00 940 9:00～17:00 1,780 13:00～22:00 1,880 9:00～22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額を加算	有 (蛍光灯)	無	いす18	無	有	ホワイトボード	—	—		
94	94	147	第161条第1項③	津市雲林院福祉会館	芸濃町雲林院1019	津市雲林院福祉会館 芸濃町雲林院1019	集会室(2階)	95.7	9:00～12:00 200 12:00～17:00 300 17:00～21:00 500	蛍光灯16	有	収容60	有	有	—	—	—	投票所	
	94	148		津市雲林院福祉会館	芸濃町雲林院1019		和室(1階)	47.04			7	無	40	無	有	—	—		
	94	149		津市雲林院福祉会館	芸濃町雲林院1019		和室(2階)	54.3			蛍光灯8	無	収容30	無	有	—	—		
	94	150		津市雲林院福祉会館	芸濃町雲林院1019		多目的室(1階)	68.6			蛍光灯12	有	収容60	無	有	—	—		
95	95	151	第161条第1項③	津市芸濃総合文化センター	芸濃町椋本6824	津市芸濃総合文化センター 芸濃町椋本6824	市民ホール	431	平日 9:00～12:00 7,850 13:00～17:00 10,470 18:00～22:00 11,520 土日休日 9:00～12:00 10,210 13:00～17:00 13,610 18:00～22:00 14,980 (舞台使用時) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容443	有	有	—	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	—	
	95	152		津市芸濃総合文化センター	芸濃町椋本6824		大研修室	234	平日 9:00～12:00 3,140 13:00～17:00 4,190 18:00～22:00 4,600 土日休日 9:00～12:00 4,080 13:00～17:00 5,440 18:00～22:00 5,990 (大研修部屋全使用時) 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	収容120	有	有	—	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5	—	
96	96	153	第161条第1項①	津市立みさとの丘学園	美里町三郷84	津市立みさとの丘学園 美里町三郷84	体育館	1188	9,090	25,675	有	有	いす 300	有	有	—	有	ミーティングルーム	—
97	97	154	第161条第1項①	津市立みさと幼稚園	美里町家所2054	津市立みさと幼稚園 美里町家所2054	遊戯室	58	9,090	25,675	36W 16本	演台1	パイプイス59	無	有	—	—	—	

98	98	155	第161条第1項①	津市美里公民館	美里町足坂560-2	津市美里公民館 美里町足坂560-2	研修室	84.24	9:00～12:00 620 13:00～17:00 830 18:00～22:00 830 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	いす 60	有	有	-	有	和室	投票所	
99	99	156	第161条第1項②	津市美里文化センター	美里町三郷51-3	津市美里文化センター 美里町三郷51-3	ホール	582	2時間以内 5,230 超過使用料 1時間ごと 2,610 (市内在住、在勤者使用時) 冷暖房使用 780円/時間	有	有	いす 332	有	有	-	有	有和室 エアコン付	空調費別途必要	
100	100	157	第161条第1項①	津市立東観中学校	安濃町東観音寺494-1	津市立東観中学校 安濃町東観音寺494-1	体育館	1,356.22	9,090	25,675	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージなし)	無	有	-	-	-	
101	101	158	第161条第1項①	津市立草生小学校	安濃町草生4209	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 250	有	有	-	-	平日昼の使用は困難	
102	102	159	第161条第1項①	津市立村主小学校	安濃町連部68	津市立村主小学校 安濃町連部68	体育館	495.99	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 270	有	有	-	-	平日昼の使用は困難	
103	103	160	第161条第1項①	津市立安濃小学校	安濃町内多451	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	583	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 300	有	有	-	-	-	
104	104	161	第161条第1項①	津市立明合小学校	安濃町栗加978	津市立明合小学校 安濃町栗加978	体育館	450	9,090	25,675	有(水銀灯)	有	パイプいす 290	有	有	-	-	平日昼の使用は困難	
105	105	162	第161条第1項①	津市立村主幼稚園	安濃町連部91-5	津市立村主幼稚園 安濃町連部91-5	遊戯室	100	9,090	25,675	有(蛍光灯)15	有	パイプいす 60	有	有	-	-	-	
106	106	163	第161条第1項①	津市立安濃幼稚園	安濃町内多476	津市立安濃幼稚園 安濃町内多476	遊戯室	188.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	
107	107	164	第161条第1項①	津市立明合幼稚園	安濃町大塚253-2	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戯室	148.5	9,090	25,675	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有	-	-	投票所	
108	108	165	第161条第1項①	津市安濃中公民館	安濃町東観音寺483	津市安濃中公民館	大広間	162	9:00～12:00 2,510 13:00～17:00 3,350 18:00～22:00 3,350 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	ざぶとん 100 (収容人数 130人)	有	有	-	有	-	期日前投票所 近接施設	
	108	166		津市安濃中公民館	安濃町東観音寺483	安濃町東観音寺483	多目的ホール	137	9:00～12:00 2,510 13:00～17:00 3,350 18:00～22:00 3,350 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	パイプいす 130(収容人数 150人)	有	有	-	有	-		
109	109	167	第161条第1項①	津市草生公民館	安濃町草生4249-1	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所	
110	110	168	第161条第1項①	津市村主公民館	安濃町連部69-1	津市村主公民館 安濃町連部69-1	多目的ホール	116.6	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w 40灯	有	パイプいす 80	有	有	-	有	エアコン	投票所	
111	111	169	第161条第1項①	津市安濃公民館	安濃町内多3653	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	有	パイプいす 80	有	有	-	-	-	投票所	
112	112	170	第161条第1項①	津市明合公民館	安濃町栗加978	津市明合公民館 安濃町栗加978	研修室(2F)	124.7	9:00～12:00 1,880 13:00～17:00 2,510 18:00～22:00 2,510 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W25本	無	ざぶとん 100 いす 60脚	無	有	-	有	有会議室1F	-	
113	113	171	第161条第1項③	津市サンヒルズ安濃	安濃町東観音寺418	津市サンヒルズ安濃 安濃町東観音寺418	ハーモニーホール	525	平日 9:00 ～ 12:00 7,000 13:00 ～ 17:00 10,000 18:00 ～ 22:00 14,000 土日休日 9:00 ～ 12:00 9,000 13:00 ～ 17:00 14,000 18:00 ～ 22:00 19,000 冷暖房時使用 1,000円/時間	有(ハロゲン)	有	いす一般596 いす身障 4	有	有	-	有	30㎡ 冷暖房有	-	
	113	172		津市サンヒルズ安濃	安濃町東観音寺418		教養娯楽室	149.05	2,080/時間 冷暖房時は10分の3の額を加算	有(蛍光灯)	有	ざぶとん 200 畳敷	有	有	-	-	-	-	
	113	173		津市サンヒルズ安濃	安濃町東観音寺418		大会議室	126.75	2,090円/時間	有(蛍光灯)	有	いす 72 机 25	有	有	-	-	-	-	
114	114	174	第161条第1項①	津市立久居中学校	久居西鷹跡町494	津市立久居中学校	体育館	1,050	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	LED19灯 ハロゲン400W 11灯	78㎡ 演台 1	イス800	有	有	-	40w2連×1灯	14㎡	スロープ 駐車場有
114	175	津市立久居中学校		久居西鷹跡町494	久居西鷹跡町494	ミーティングルーム	135	40w2連×26灯			無	イス80 机24	無	有	-	-	-		
115	115	176	第161条第1項①	津市立久居西中学校	久居一色町940	津市立久居西中学校	体育館	918	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	LEDライト 24基	56㎡ 演台 1	イス500	有	有	-	40w2連×2灯	20㎡	スロープ 駐車場有 (駐車場半分)
115	177	津市立久居西中学校		久居一色町940	久居一色町940	ミーティングルーム	129	40w2連×24灯			無	イス100	有	有	-	-	-		
116	116	178	第161条第1項①	津市立久居東中学校	久居井戸山721-1	津市立久居東中学校 久居井戸山721-1	体育館	940	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	LED 112w 30基	57㎡ 演台 1	イス500 机10	有	有	-	40w2連×2灯	22㎡	スロープ 駐車場有
117	117	179	第161条第1項①	津市立誠之小学校	久居西鷹跡町424	津市立誠之小学校	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台 1	イス720	有	有	-	40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ 駐車場有
117	180	津市立誠之小学校		久居西鷹跡町424	久居西鷹跡町424	ミーティングルーム	123	40w2連×24灯 40w×2灯			無	イス100 机10	無	有	-	-	-		
118	118	181	第161条第1項①	津市立成美小学校	久居新町737	津市立成美小学校	体育館	925	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台 1	イス700	有	有	-	40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ 駐車場有
118	182	津市立成美小学校		久居新町737	久居新町737	ミーティングルーム	123	40w2連×24灯 40w×2灯			無	イス50 机10	無	有	-	-	-		
119	119	183	第161条第1項①	津市立桃園小学校	新家町1350	津市立桃園小学校	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	56㎡ 演台 1	イス290	有	有	-	40w×1灯	11㎡	スロープ 駐車場有
119	184	津市立桃園小学校		新家町1350	新家町1350	ミーティングルーム	97	40w2連×18灯			無	イス36 机12	無	有	-	-	-		
120	120	185	第161条第1項①	津市立戸木小学校	戸木町880	津市立戸木小学校	体育館	624	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w 25基	64㎡ 演台 1	イス150 机2	有	有	-	40w2連×2灯	16㎡	スロープ 駐車場有
120	186	津市立戸木小学校		戸木町880	戸木町880	ミーティングルーム	90	40w2連×16灯 40w×2灯			無	イス30 机20	無	有	-	-	-		
121	121	187	第161条第1項①	津市立栗葉小学校	森町270	津市立栗葉小学校	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	59㎡ 演台 1	イス400	有	有	-	40w×1灯	10㎡	投票所 スロープ 駐車場有
121	188	津市立栗葉小学校		森町270	森町270	ミーティングルーム	99	40w2連×18灯			無	イス50 机20	無	有	-	-	-		
122	122	189	第161条第1項①	津市立榊原小学校	榊原町5848	津市立榊原小学校	体育館	696	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	58㎡ 演台 1	イス200 机5	有	有	-	40w×1灯	10㎡	スロープ 駐車場有
122	190	津市立榊原小学校		榊原町5848	榊原町5848	ミーティングルーム	99	40w2連×18灯			無	イス20 机10	無	有	-	-	-		
123	123	191	第161条第1項①	津市立立成小学校	久居野村町560	津市立立成小学校	体育館	720	9,090 電灯使用 600円	25,675 電灯使用 600円	ハロゲン400w ナトリウム200w 20基	77㎡ 演台 1	イス750	有	有	-	40w2連×2灯	22㎡	投票所
123	192	津市立立成小学校		久居野村町560	久居野村町560	大会議室	111	40w2連×20灯			無	イス150 机20	有	有	-	-	-		

124	124	193	第161条第1項①	津市立久居東鷹ヶ丘幼稚園	久居東鷹跡町177-5	津市立箕ヶ丘幼稚園	久居東鷹跡町177-5	遊戯室	90	9,090	25,675	40w×20灯	33㎡	イス:60	無	有	-	-	-	-
125	125	194	第161条第1項①	津市立密柑山幼稚園	久居北口町554-2	津市立密柑山幼稚園	久居北口町554-2	リズム室	91	9,090	25,675	40w×18灯 舞台 40w×5灯	有	イス:80	無	有	-	-	-	投票所 駐車場有
126	126	195	第161条第1項①	津市立桃園幼稚園	新家町873-1	津市立桃園幼稚園	新家町873-1	遊戯室	91	9,090	25,675	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	-	40w2連×4灯	会議室 67㎡	駐車場有
127	127	196	第161条第1項①	津市立戸木幼稚園	戸木町2337	津市立戸木幼稚園	戸木町2337	講堂(遊戯室)	91	9,090	25,675	40w×24灯	33㎡	イス:100	有	有	-	40w2連×4灯	職員室	投票所 駐車場有
128	128	197	第161条第1項①	津市立栗葉幼稚園	森町284-1	津市立栗葉幼稚園	森町284-1	遊戯室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29㎡	イス:120	有	有	-	-	-	駐車場有
129	129	198	第161条第1項①	津市立柳原幼稚園	柳原町5156	津市立柳原幼稚園	柳原町5156	遊戯室	99	9,090	25,675	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有	-	40w2連×6灯	空保育室	駐車場有
130	130	199	第161条第1項①	津市立のむら幼稚園	久居野村町542-3	津市立のむら幼稚園	久居野村町542-3	遊戯室	96	9,090	25,675	40w×18灯	29㎡	イス:110	ポータブル有	有	-	-	-	-
131	131	200	第161条第1項①	津市久居公民館	久居元町2354	津市久居公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w×10灯	無	イス:36 机:12	有	有	-	40w2連×2灯	-	スロープ 駐車場有	
	131	201		大会議室2階	108		9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,720 冷暖房時は10分の3の額を加算	2,720 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w×22灯	有	イス:72 机:24	有	有	-	40w×6灯	小会議室2階 36㎡				
	131	202		大会議室3階	162		9:00~12:00 3,350 13:00~17:00 4,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	4,400 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w×18灯	有	イス:108 机:36	有	有	-	40w2連×2灯	小会議室3階 18㎡				
132	132	203	第161条第1項①	津市桃園公民館	新家町1365-5	津市桃園公民館	新家町1365-5	情報交換研修室	82	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分の3の額を加算	310 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w2連×10灯	無	50畳 和机30	有	有	-	20w2連×3灯	小会議室 20㎡	スロープ 駐車場有
133	133	204	第161条第1項①	津市戸木公民館	戸木町1782	津市戸木公民館	戸木町1782	教室	64	9:00~12:00 1,250 13:00~17:00 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w2連×6灯	有	和室40畳 和机20 座敷椅子50	有	有	-	40w2連×4灯	図書室 25㎡ 机5台 椅子15	投票所 スロープ 駐車場有
134	134	205	第161条第1項①	津市七栗公民館	森町286	津市七栗公民館	森町286	大会議室	76	9:00~12:00 1,240 13:00~17:00 1,660 冷暖房時は10分の3の額を加算	1,660 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w3連×4灯	無	和室40畳 和机15	有	有	-	40w3連×2灯	小会議室 10畳	スロープ 駐車場有
135	135	206	第161条第1項①	津市稲葉公民館	稲葉町1905-3	津市稲葉公民館 稲葉町1905-3	多目的ホール	131	9:00~12:00 310 13:00~17:00 310 冷暖房時は10分の3の額を加算	310 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w2連×16灯	有	イス150 机34	有	有	-	40w2連×8灯	和室21畳	スロープ 駐車場有	
	135	207		研修室(洋室)	43		310 冷暖房時は10分の3の額を加算	310 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w2連×8灯	無	無	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有			
136	136	208	第161条第1項②	津市柳原農林研修所	柳原町5104	津市柳原農林研修所	柳原町5104	第4研修室	79	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 2,090 18:00~22:00 2,610 9:00~22:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算		40w2連×10灯	有	45畳 和机27	無	無	-	40w2連×6灯	第3研修室 34㎡ 机11 椅子49	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合 (休日)臨時職員が必要
137	137	209	第161条第1項②	津市久居北口市民館	久居北口町2709-6	津市久居北口市民館	久居北口町2709-6	研修室	80	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500		40w2連×18灯	無	イス50 机30	有	有	-	40w2連×3灯	教養倶楽部 20.5㎡	スロープ 駐車場10台
138	138	210	第161条第1項②	津市久居北口文化会館	久居北口町560-5	津市久居北口文化会館	久居北口町560-5	研修室	94	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500		30w×15灯	無	イス100 机24	無	有	-	32w2連×2灯 97W×1灯	相談室21㎡ イス15・机2	スロープ 駐車場有
139	139	211	第161条第1項②	津市柳原市民館	柳原町10032	津市柳原市民館	柳原町10032	多目的ホール	105	9:00~12:00 500 13:00~17:00 700 17:00~21:00 1,000 9:00~21:00 1,500		32w2連×12灯	無	イス70	有	有	-	-	-	駐車場有
140	140	212	第161条第1項②	津市立成コミュニティセンター	久居野村町874-8	津市立成コミュニティセンター 久居野村町874-8	集会室(A)	38.52	9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100	有 (蛍光灯)	有	机10	有	有	-	-	-	和室(集会所AとBの仕切りは開けるので、AとBを1つの部屋として使用することが可能)スロープ 駐車場有		
	140	213		集会室(B)	27.48		9:00~12:00 880 13:00~17:00 880 18:00~21:00 1,100	有 (蛍光灯)	無	机10	無	無	-	-	-	-	-			
141	141	214	第161条第1項②	久居アルスプラザ	久居東鷹跡町246	久居アルスプラザ 久居東鷹跡町246	ときの風ホール	530	平日 9:00~12:00 7,000 13:00~17:00 10,000 18:00~22:00 14,000 9:00~17:00 17,000 13:00~22:00 24,000 9:00~22:00 31,000 休日 9:00~12:00 9,000 13:00~17:00 14,000 18:00~22:00 19,000 9:00~17:00 23,000 13:00~22:00 33,000 9:00~22:00 42,000	有	有	椅子:720	有	有	-	有	-	駐車場有		
	141	215		アトスペース	245		平日 9:00~12:00 3,300 13:00~17:00 5,000 18:00~22:00 7,500 9:00~21:00 8,300 13:00~22:00 12,500 9:00~22:00 15,800 休日 9:00~12:00 4,300 13:00~17:00 6,500 18:00~22:00 9,800 9:00~17:00 10,800 13:00~22:00 16,300 9:00~22:00 20,600	有	有	椅子170	有	有	-	有	-	駐車場有				

142	142	216	第161条第1項③	津市羽野地区集会所	戸木町5578-13	津市羽野地区集会所 戸木町5578-13	集会室	30	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	有	無	18畳	無	有	-	-	-	駐車場有	
143	143	217	第161条第1項③	津市明神地区集会所	久居明神町1180-259	津市明神地区集会所 久居明神町1180-259	集会室	51	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×6灯	無	イス30机10	無	有	-	サークライン2灯	和室8畳×2室	-	
144	144	218	第161条第1項③	津市井戸山地区集会所	久居井戸山町153-6	津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153-6	集会室	59	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×12灯	無	イス40机10	無	有	-	40w2連×4灯	和室8畳×2室	駐車場有	
145	145	219	第161条第1項③	津市狐塚地区集会所	戸木町3504-3	津市狐塚地区集会所 戸木町3504-3	集会室	59.4	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	6灯	無	イス50机10	有	有	-	2灯	和室8畳×2室	駐車場有	
146	146	220	第161条第1項③	津市榑原地区集会所	榑原町2879-2	津市榑原地区集会所 榑原町2879-2	集会室	96	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	32w5連×5灯	無	イス50	無	無	-	サークライン2灯	和室8畳×2室	スロープ 駐車場有 (10台程度)	
147	147	221	第161条第1項③	津市諸戸山・横山地区集会所	久居明神町1530-27	津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530-27	集会室	59.5	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×12灯	無	イス44机14	無	有	-	-	-	スロープ 駐車場有	
	147	222		津市諸戸山・横山地区集会所	久居明神町1530-27		和室1	13.3	1,640	3,300	20w4連×1灯	無	-	無	有	-	-	スロープ 駐車場有	
	147	223		津市諸戸山・横山地区集会所	久居明神町1530-27		和室2	16.6	1,640	3,300	20w4連×2灯	無	-	無	有	-	-	スロープ 駐車場有	
148	148	224	第161条第1項③	津市風早地区集会所	戸木町4152-359	津市風早地区集会所 戸木町4152-359	集会室	38	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×8灯	無	イス35机10	有	有	-	40w2連×6灯	和室(10畳、8畳)	スロープ 駐車場有10台	
149	149	225	第161条第1項③	津市桃園地区集会所	川方町475-2	津市桃園地区集会所 川方町475-2	集会室	52	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	36w3連×12灯 40w×1灯	無	イス36机10	無	有	-	20w2連×4灯	和室8畳×2室	スロープ 駐車場有	
150	150	226	第161条第1項③	津市相川地区集会所	久居野村町1976-22	津市相川地区集会所 久居野村町1976-22	集会室	60	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	40w2連×24灯	無	イス100	有	有	-	40w8灯	机 3 イス 7	駐車場有 従事者なし	
151	151	227	第161条第1項③	津市久居万町・中町・射場町地区集会所	久居射場町43	津市久居万町・中町・射場町地区集会所 久居射場町43	集会室	50	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	45w4連×3灯	無	イス40机14	無	有	-	有	和室8畳×2室	スロープ有	
152	152	228	第161条第1項③	津市元町地区集会所	久居元町2099-2	津市元町地区集会所 久居元町2099-2	談話室A	65	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	32w2連×16灯	無	イス80机25	有	有	-	-	-	投票所 スロープ有	
153	153	229	第161条第1項③	津市久居団地・東町地区集会所	久居野村町372-264	津市久居団地・東町地区集会所 久居野村町372-264	懇話室(A・B)	87	9:00～12:00 1,100 12:00～17:00 1,640 17:00～21:00 3,300 9:00～21:00 4,940	32w2連×15基	無	イス60机20	無	有	-	32w2連×4灯	懇話室C 18㎡	スロープ 駐車場有	
154	154	230	第161条第1項③	津市下村教育集会所	榑原町8161-2	津市下村教育集会所 榑原町8161-2	集会室	49	9,090	25,675	20w3連×8灯	無	イス41机9	無	有	-	サークライン1灯	和室8畳	投票所 駐車場有
155	155	231	第161条第1項③	津市久居総合福祉会館	久居東鷹跡町20-2	津市久居総合福祉会館 久居東鷹跡町20-2	レクリエーションホール	284	9:00～12:00 5,500 冷暖房2,740円 13:00～17:00 7,140 冷暖房3,300円	18:00～21:00 7,140 冷暖房3,300円	20w4連×16灯、13w×140灯ほか	45㎡ 演台1	イス300	有	有	-	40w2連×2灯	9㎡	投票所 スロープ、エレベーター 駐車場有
	155	232		津市久居総合福祉会館	久居東鷹跡町20-2		第1、2研修室	84	9:00～12:00 2,200 冷暖房1,080円 13:00～17:00 2,840 冷暖房1,080円	18:00～21:00 2,840 冷暖房1,080円	40w2連×16灯 40w×2灯	無	イス48机16	有	有	-	-	-	
156	156	233	第161条第1項③	津市須ヶ瀬構造改善センター	須ヶ瀬町1610-7	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610-7	研修室 和室	80	9:00～12:30 1,040 12:30～17:00 1,040 17:30～22:00 1,300 8:30～22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	40w×24灯	有	イス50	無	有	-	サークライン2灯	和室10畳	投票所 スロープ 駐車場有	
157	157	234	第161条第1項③	津市七果産業会館	庄田町517-1	津市七果産業会館 庄田町517-1	会議室	62	9:00～12:00 1,640 13:00～17:00 1,640 18:00～21:00 2,200 9:00～21:00 4,940	40w2連×15灯	無	イス90机30	有	有	-	40w3連×3灯	懇話室 21㎡	投票所 スロープ 駐車場有	
158	158	235	第161条第1項①	津市立香良洲小学校	香良洲町2190-1	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	0	0	40W×25灯 ステージ別	有	いす 300	無	有	-	-	-	-
159	159	236	第161条第1項①	津市立香海中学校	香良洲町128	津市立香海中学校 香良洲町128	体育館	800	9,090	25,675	有	有	いす 300	有	有	-	-	-	投票所
160	160	237	第161条第1項①	津市香良洲公民館	香良洲町1876-1	津市香良洲公民館 香良洲町1876-1	大会議室	293	9:00～12:00 1,570 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分の3の額を加算 平日	2,090 冷暖房時は10分の3の額を加算	36灯	無	50席	無	無	-	-	-	・投票所 ・期日前投票所
161	161	238	第161条第1項②	津市サンデルタ香良洲	香良洲町2167	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	9:00～12:00 5,230 13:00～17:00 6,880 18:00～21:00 2,850	有	1	400	有	有	-	有	-	-	
	161	239		津市サンデルタ香良洲	香良洲町2167		すこやかルーム	387	9:00～12:00 1,040 13:00～17:00 1,360 18:00～21:00 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	有	1	いす 74	有	有	-	-	-	-	
162	162	240	第161条第1項①	津市立川合幼稚園	一志町八太1164-1	津市立川合幼稚園 一志町八太1164-1	遊戯室	150	9,090	25,675	40W×32灯 40W×2×10灯	有	いす 100	無	無	-	-	-	2階

163	163	241	第161条第1項①	津市立一志西小学校	一志町田尻353-1	津市立一志西小学校 一志町田尻353-1	体育館	600	9,090	25,675	水銀灯50灯	有	いす480	有	有	-	蛍光灯4本	机4 いす10	-
164	164	242	第161条第1項①	津市立一志東小学校	一志町八太785-1	津市立一志東小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	9,090	25,675	水銀灯300W×40灯 ハロゲン250W×10灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯32W×6本	-	-
165	165	243	第161条第1項①	津市立一志中学校	一志町高野2609	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	9,090	25,675	水銀灯大27灯 中28灯 小15灯	有	いす600	有	有	-	蛍光灯2本	机4 いす8	-
166	166	244	第161条第1項①	津市大井公民館	一志町大仰217-1	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	306.6	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00~22:00 2,090 冷暖房時は10分の3の額を加算	蛍光灯大75 ダウンライト17	有	いす200	有	有	-	2灯	机2 いす4 座敷机5	投票所
167	167	245	第161条第1項①	津市コミュニティプラザ川合(津市川合公民館)	一志町八太1008-1	津市コミュニティプラザ川合(津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室A・B	A 142 B 155	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 9:00~17:00 3,660 13:00~21:00 3,660 9:00~21:00 5,230 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	蛍光灯大80 ダウンライト40	有	いす200	有	有	-	40W 4	-	投票所
168	168	246	第161条第1項①	津市一志農村環境改善センター(津市一志高岡公民館)	一志町田尻605-2	津市一志農村環境改善センター(津市一志高岡公民館) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	平日 9:00~12:00 5,230 12:00~17:00 5,230 9:00~22:00 10,470 土日休日 9:00~12:00 10,470 12:00~17:00 10,470 9:00~22:00 20,950 冷暖房使用1,040円/時間	平日 17:00~22:00 8,380 土日休日 17:00~22:00 15,710 冷暖房使用1,040円/時間	水銀灯24 ダウンライト14 誘導灯5	演出1 パイプ椅子125	360 移動観覧席	有	有	-	蛍光灯	小会議室 机 8 イス 29	投票所 左記小会議室費用は大会議室と同様
	168	247	第161条第1項①	津市一志農村環境改善センター(津市一志高岡公民館)	一志町田尻605-2	津市一志農村環境改善センター(津市一志高岡公民館)	大会議室	90.8	9:00~12:00 2,090 12:00~17:00 2,090 9:00~22:00 5,230 冷暖房使用310円/時間	17:00~22:00 3,140 冷暖房使用310円/時間	蛍光灯38	無	50	有	有	-	蛍光灯	小会議室 机 8 イス 29	
169	169	248	第161条第1項①	津市波瀬ふれあい会館(津市波瀬公民館)	一志町波瀬2232-2	津市波瀬ふれあい会館(津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室A・B	A 142 B 158	9:00~12:00 1,570 13:00~17:00 2,090 9:00~17:00 3,660 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00~21:00 1,570 冷暖房時は10分の3の額を加算	蛍大184小48 ダウンライト14 スポットライト5	有	いす200	有	有	-	40W 16	和室A	投票所
170	170	249	第161条第1項③	津市一志体育館	一志町高野160-728	津市一志体育館	メインアリーナ	1080	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 6,280 18:00~21:30 8,380 照明 520円/時間	9:00~12:00 4,190 13:00~17:00 6,280 18:00~21:30 8,380 照明 520円/時間	水銀灯40他6 水銀灯16	有	2階観覧席318 イス500	有	有	-	-	-	投票所
	170	250	第161条第1項③	津市一志体育館	一志町高野160-728	津市一志体育館	サブアリーナ	225	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 3,140 18:00~22:00 4,190 照明 310円/時間	9:00~12:00 2,090 13:00~17:00 3,140 18:00~22:00 4,190 照明 310円/時間	水銀灯16	無	無	0	有	-	-	-	
171	171	251	第161条第1項①	津市立家城小学校	白山町南家城647	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	489	9,090 照明 400円/時間	25,675 照明 400円/時間	400W 17	有	いす 200	有	有	-	-	-	投票所
172	172	252	第161条第1項①	津市立川口小学校	白山町川口1991	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	9,090 照明 全面800円/時間 半面400円/時間	25,675 照明 全面800円/時間 半面400円/時間	400W 24	有	いす 250	有	有	-	-	-	投票所
173	173	253	第161条第1項①	津市立大三小学校	白山町二本木296	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	696	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 24	有	いす 240	有	有	-	-	-	-
174	174	254	第161条第1項①	津市立倭小学校	白山町上/村183	津市立倭小学校 白山町上/村183	体育館	1093	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 26	有	いす 260	有	有	-	-	-	-
175	175	255	第161条第1項①	津市立八ツ山小学校	白山町八対野2480	津市立八ツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	9,090 照明 200円/時間	25,675 照明 200円/時間	400W 23	有	いす 200	有	有	-	-	-	-
176	176	256	第161条第1項①	津市立白山中学校	白山町川口471-6	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	9,090	25,675	400W 28	有	いす 290	有	有	-	-	-	-
177	177	257	第161条第1項③	津市白山体育館	白山町古市808	津市白山体育館 白山町古市808	体育館	1695	9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 4,190 18:00~21:30 5,230 照明 310円/時間	9:00~12:00 3,140 13:00~17:00 4,190 18:00~21:30 5,230 照明 310円/時間	400W×56 220W×56	有	いす 1000	有	有	-	有	和室10畳	-
178	178	258	第161条第1項①	津市白山公民館	白山町川口897	津市白山公民館 白山町川口897	講義室	85	9:00~12:00 830 13:00~17:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00~22:00 1,040 冷暖房時は10分の3の額を加算	蛍光灯8 シャンデリア4 シーリングライト12	無	いす 45	無	有	-	-	-	-

179	179	259	第161条第1項①	津市元取公民館	白山町城立305	津市元取公民館	白山町城立305	研修室	74	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00～22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 10	無	いす 60	有	有	－	有	会議室1	投票所 使用の際 シート敷き要
	179	260	津市元取公民館	白山町城立305	白山町城立305	多目的ホール	240	9:00～12:00 3,140 13:00～17:00 3,140 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00～22:00 3,660 冷暖房時は10分の3の額を加算	LED 28	有	いす 50	有	有	－	－	－			
180	180	261	第161条第1項①	津市川口公民館	白山町川口1968	津市川口公民館	白山町川口1968	多目的ホール	108.5	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00～22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	40W 10 20W 24	有	いす 50	有	有	－	－	和室1	－
181	181	262	第161条第1項①	津市倭公民館	白山町中/村581	津市倭公民館	白山町中/村581	多目的ホール	129.6	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 冷暖房時は10分の3の額を加算	18:00～22:00 2,610 冷暖房時は10分の3の額を加算	LED 15灯	有	いす 最大85	有	有	－	LED 9灯	会議室1 和室1	投票所
182	182	263	第161条第1項②	津市白山総合文化センター	白山町二本木1139-2	津市白山総合文化センター	白山町二本木1139-2	ホール	579	9:00～12:00 7,000 13:00～17:00 10,000 18:00～22:00 14,000 土日休日 9:00～12:00 9,000 13:00～17:00 14,000 18:00～22:00 19,000		250W 82 150W 42	有	いす 592	有	有	－	有	楽屋	－
183	183	264	第161条第1項③	津市家城農村集落多目的共同利用施設	白山町南家城851-3	津市家城農村集落多目的共同利用施設	白山町南家城851-3	多目的ホール	150	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 18:00～22:00 2,610 9:00～22:00 5,230 冷暖房時10分の3を加算		40W 12 タウライト 25	無	いす 100	有	有	－	有	和室 24畳	－
184	184	265	第161条第1項③	津市大三農村集落多目的共同利用施設	白山町二本木1001-253	津市大三農村集落多目的共同利用施設	白山町二本木1001-253	多目的ホール	150	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 18:00～22:00 2,610 9:00～22:00 5,230		40W 12 タウライト 25	有	いす 100	有	有	－	有	和室 17.5畳・14畳	投票所
185	185	266	第161条第1項③	津市八幡農村集落多目的共同利用施設	白山町八対野994-1	津市八幡農村集落多目的共同利用施設	白山町八対野994-1	多目的ホール	150	9:00～12:00 2,090 13:00～17:00 2,090 18:00～22:00 2,610 9:00～22:00 5,230		40W 12 タウライト 25	有	いす 100	有	有	－	有	和室 14畳2部屋	投票所
186	186	267	第161条第1項③	旧太郎生小学校	津市美杉町太郎生2128番地1	旧太郎生小学校	津市美杉町太郎生2128番地1	屋内運動場	530	9,090	25,675	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有	－	有	長机 10 いす 20	従事者なし
187	187	268	第161条第1項①	津市立美杉小学校	美杉町奥津1025	津市立美杉小学校	美杉町奥津1025	体育館	579.8	9,090	25,675	27灯 1灯400W	可動演壇 1	いす 155	有	有	－	固定電灯	会議室 机 10 いす 30	－
188	188	269	第161条第1項①	津市立美杉中学校	美杉町八知5800	津市立美杉中学校	美杉町八知5800	体育館	1,000	9,090	25,675	25灯	有	いす 500	有	有	－	有	－	－
189	189	270	第161条第1項③	旧竹原小学校	美杉町竹原2796	旧竹原小学校	美杉町竹原2796	屋内運動場	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	200	無	有	－	－	－	－
190	190	271	第161条第1項③	旧伊勢地小学校	美杉町石名原1581-2	旧伊勢地小学校	美杉町石名原1581-2	屋内運動場	490.25	9,090	25,675	水銀灯16	有	150	無	有	－	－	－	－
191	191	272	第161条第1項③	旧多気小学校	美杉町上多気1042-5	旧多気小学校	美杉町上多気1042-5	屋内運動場	459	9,090	25,675	水銀灯20	有	150	無	有	－	－	－	－
192	192	273	第161条第1項③	旧下之川小学校	美杉町下之川6098-2	旧下之川小学校	美杉町下之川6098-2	屋内運動場	530	9,090	25,675	16	有	240	有	有	－	有	－	－
193	193	274	第161条第1項①	津市美杉総合文化センター	美杉町八知5580-2	津市美杉総合文化センター	美杉町八知5580-2	多目的ホール	204	2時間以内 5,230円 1時間を増すごとに 2,610円		常設電灯(LED) 89.7W 38灯 舞台調光設備一式	演壇1 椅子1	300	有	有	－	有	机1 椅子4	・投票所 ・期日前投票所
194	194	275	第161条第1項③	津市伊勢地地域住民センター	美杉町石名原1681	津市伊勢地地域住民センター	美杉町石名原1681	研修室	99.37	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	40W蛍光灯×36	無	椅子50	無	有	－	－	－	投票所	
195	195	276	第161条第1項③	津市伊勢地多目的集会所	美杉町石名原1583	津市伊勢地多目的集会所	美杉町石名原1583	集会所	113	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	蛍光灯20	無	94	無	有	－	－	－	－	
196	196	277	第161条第1項③	津市竹原地域住民センター	美杉町竹原2777	津市竹原地域住民センター	美杉町竹原2777	ふれあい実習室	108	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	蛍光灯40W×15	無	椅子 40	無	有	－	－	別室確保	夜間・土日・祝日は従事者なし	
197	197	278	第161条第1項③	津市太郎生多目的集会所	美杉町太郎生2120	津市太郎生多目的集会所	美杉町太郎生2120	多目的ホール	130	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	有	有(舞台)	100	有	有	－	－	－	投票所	
198	198	279	第161条第1項③	津市多気地域住民センター	美杉町上多気1031	津市多気地域住民センター	美杉町上多気1031	会議室 (研修室)	76	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	32W×2 15器	有	95	無	有	－	－	無 他の会議室	投票所	
199	199	280	第161条第1項③	津市八幡地域住民センター	美杉町奥津1288-8	津市八幡地域住民センター	美杉町奥津1288-8	大会議室	107.6	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	40W30灯	有	70	有	有	－	100W1灯	机1	投票所	
200	200	281	第161条第1項③	津市下之川地域住民センター	美杉町下之川6115	津市下之川地域住民センター	美杉町下之川6115	ふれあい実習室	64.59	9:00～12:00 2,200 13:00～17:00 2,930 18:00～22:00 4,190	40W 20	無	椅子 60	有	有	長机有	40W 8	和室 机2 座布団あり	投票所	
201	201	282	第161条第1項③	津市グリーンハウス美杉	美杉町八知5767	津市グリーンハウス美杉	美杉町八知5767	研修集会所	57	9:00～12:00 940 13:00～17:00 1,250 18:00～22:00 2,090	40W30灯	大1小1	70	1	1	－	40W16灯	図書室 25㎡	－	

津市告示 215 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 20 年津市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津市庄田町自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和 7 年 6 月 22 日の臨時総会において承認されたため。

津市告示第 2 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 7 年 5 月 1 9 日に専決処分した予算の要領及び令和 7 年 7 月 2 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰 入 金		10,034,724	1,600	10,036,324
	2 基 金 繰 入 金	7,020,329	1,600	7,021,929
歳 入 合 計		131,693,000	1,600	131,694,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		15,413,085	1,600	15,414,685
	5 都 市 計 画 費	9,844,791	1,600	9,846,391
歳 出 合 計		131,693,000	1,600	131,694,600

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 1, 6 9 4, 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

令和 7 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 6, 8 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		123,803	1,600	125,403
	1 繰 入 金	123,803	1,600	125,403
5 諸 収 入		649	802	1,451
	1 雑 入	649	802	1,451
歳 入 合 計		124,454	2,402	126,856

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 上 充 用 金			2,402	2,402
	1 繰 上 充 用 金		2,402	2,402
歳 出 合 計		124,454	2,402	126,856

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 7 2, 0 3 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 0, 6 2 2, 5 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,737,194	△195,004	23,542,190
	2 国 庫 補 助 金	6,026,638	△199,396	5,827,242
	3 委 託 金	6,134	4,392	10,526
18 県 支 出 金		10,153,834	15,567	10,169,401
	2 県 補 助 金	3,203,340	15,567	3,218,907
21 繰 入 金		10,036,324	△8,545	10,027,779
	2 基 金 繰 入 金	7,021,929	△8,545	7,013,384
23 諸 収 入		1,274,072	943	1,275,015
	5 雑 入	1,151,551	943	1,152,494
24 市 債		6,720,800	△885,000	5,835,800
	1 市 債	6,720,800	△885,000	5,835,800
歳 入 合 計		131,694,600	△1,072,039	130,622,561

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,915,585	30,506	16,946,091
	1 総 務 管 理 費	14,065,111	29,560	14,094,671
	3 戸籍住民基本台帳費	694,546	946	695,492
3 民 生 費		52,134,667	55,142	52,189,809
	1 社 会 福 祉 費	26,707,456	48,652	26,756,108
	3 生 活 保 護 費	5,593,494	6,490	5,599,984
6 農 林 水 産 業 費		1,943,602	6,943	1,950,545
	1 農 業 費	1,453,251	6,943	1,460,194
8 土 木 費		15,414,685	58,525	15,473,210
	2 道 路 橋 り ょ う 費	4,028,948	10,527	4,039,475
	4 港 湾 費	76,975	1,540	78,515
	5 都 市 計 画 費	9,846,391	46,458	9,892,849
9 消 防 費		7,603,359	4,392	7,607,751
	1 消 防 費	7,603,359	4,392	7,607,751
10 教 育 費		13,607,235	△1,227,547	12,379,688
	2 小 学 校 費	4,041,047	△857,511	3,183,536
	3 中 学 校 費	1,836,506	△375,268	1,461,238
	6 短 期 大 学 費	704,051	5,232	709,283
歳 出 合 計		131,694,600	△1,072,039	130,622,561

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	67,061

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
文化振興施設整備事業	61,700	67,000
防災対策事業	242,100	249,800
公園整備事業	60,700	62,400
学校教育施設整備事業	913,700	14,000

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度津市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 5, 4 3 5 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 0, 6 8 7, 9 9 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		23,542,190	59,435	23,601,625
	2 国 庫 補 助 金	5,827,242	59,435	5,886,677
18 県 支 出 金		10,169,401	3,000	10,172,401
	2 県 補 助 金	3,218,907	3,000	3,221,907
21 繰 入 金		10,027,779	3,000	10,030,779
	2 基 金 繰 入 金	7,013,384	3,000	7,016,384
歳 入 合 計		130,622,561	65,435	130,687,996

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		15,473,210	6,000	15,479,210
	5 都 市 計 画 費	9,892,849	6,000	9,898,849
10 教 育 費		12,379,688	59,435	12,439,123
	1 教 育 総 務 費	2,821,953	59,435	2,881,388
歳 出 合 計		130,622,561	65,435	130,687,996

津市告示第 2 1 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管し
ている自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示す
る。

令和 7 年 7 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居新町地内	2	令和 7 年 5 月 2 3 日
久居新町地内	1	令和 7 年 5 月 2 9 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 6 月 2 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 6 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 6 月 5 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 6 月 5 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 6 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 7 年 6 月 1 2 日
一身田大古曽地内	1	令和 7 年 6 月 1 7 日
垂水地内	1	令和 7 年 6 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 7 年 6 月 1 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 7 年 6 月 1 9 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	1	令和 7 年 6 月 1 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 7 年 6 月 1 9 日
アスト公共自転車等駐車場	5 0	令和 7 年 6 月 2 5 日
白塚駅公共自転車等駐車場	5	令和 7 年 6 月 2 5 日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	3	令和 7 年 6 月 2 5 日
大園町地内	1	令和 7 年 6 月 3 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 1 8 号

下記の者の令和 7 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 7 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
津市桜橋三丁目 7 8 0 番地	水谷 渉
ボリビア	村上 アウグスト
大阪府守口市藤田町三丁目 4 1 番地の 6	共立不動産 株式会社
大阪府八尾市南本町一丁目 7 番 1 号	竹中 栄子
津市美杉町下多気 2 4 2 6 番地	笹原 敏幸
アメリカ合衆国カリフォルニア州パサデナ市ノースホリストンアベニュー 1 2 4 4 番地	柴田 千明
津市美杉町八知 8 1 1 3 番地	瀧本 実三
セネガル共和国	奥山 卓司
タイ	米倉 正純
津市江戸橋二丁目 9 9 番地	伴 政次郎
大阪市天王寺区清水谷町 1 5 番地の 1 8	佐藤 鐵郎
津市相生町 2 1 7 番地	田中 小夜子
松阪市川井町 5 9 1 番地 4 フォールサウザンド C 号	藤田 幸子
津市美杉町下多気 2 1 6 番地 6	大槻 薫
大阪市淀川区木川東四丁目 1 1 番 2 2 号	上田 セツ子

神奈川県川崎市川崎区四谷上町 2 3 番 1 - 7 0 4 号 川崎大師南スカイマンション	喜多 克巳
津市大里窪田町 8 6 2 番地 1 8	山路 秀晃
アメリカ合衆国	川田 薫
津市香良洲町 5 6 7 0 番地 2	土師 勘治
愛知県海部郡弥富町五明弥生台 4 9 番地	水谷 尚
アメリカ合衆国	吉田 清和
津市半田 8 7 4 番地 5	向井 貴光
津市一身田町 6 9 5 番地	杉岡 義雄
津市安濃町川西 5 8 番	岡村 静賀
津市港町 9 番 8 号	平松 秀夫
津市城山二丁目 3 8 番 1 0 号	葛西 清子
タイ王国	上田 克則

津市告示第 2 1 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
6 5 1 1	藤方第 4 9 号線	津市藤方	
		津市藤方	
8 3 0	棕本第 1 4 号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	

津市告示第 2 2 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長 (m)
			幅員 (m)
6 5 1 1	藤方第 4 9 号線	津市藤方字内浜田 1 4 0 0 番 1 地先から津市藤方字内浜田 1 4 0 0 番 7 地先まで	75. 1
			6. 2～ 9. 2
8 3 0	棕本第 1 4 号線	津市芸濃町棕本字念佛田 4 3 6 0 番 1 2 地先から津市芸濃町棕本字念佛田 4 3 6 0 番 8 地先まで	76. 5
			6. 0～ 12. 4

津市告示第 2 2 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
6 5 1 1	藤方第 4 9 号 線	津市藤方字内浜田 1 4 0 0 番 1 地先から津市藤方字内浜田 1 4 0 0 番 7 地先まで	令 和 7 年 7 月 日
8 3 0	棕本第 1 4 号 線	津市芸濃町棕本字念佛田 4 3 6 0 番 1 2 地先から津市芸濃町棕 本字念佛田 4 3 6 0 番 8 地先ま で	令 和 7 年 7 月 日

津市告示第 2 2 2 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、児童福祉法第 2 4 条の 3 7 の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人おおすぎ
- 2 事業所の名称
おおすぎ相談支援センター城山
- 3 事業所の所在地
津市城山一丁目 12 番 2 号
- 4 指定年月日
令和 7 年 7 月 1 日
- 5 指定事業の種類
障害児相談支援
- 6 事業所番号
障害児相談支援事業所 2 4 7 0 5 0 0 8 7 3

津市公告第 9 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 7 年 6 月 2 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居明神町字西藤谷 1 2 0 8 番 1 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
多気郡明和町有爾中 1 2 3 6 - 4 6
大森 明寛

津市公告第 9 2 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件 名

香良洲高台防災公園内自動販売機設置

(2) 公募の概要

香良洲高台防災公園の利用者の利便性向上及び本市の自主財源の確保を図るため、適切に維持管理を行うことを条件に香良洲高台防災公園管理棟内への飲料等の自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）の設置事業者を公募します。

(3) 設置先、販売物及び設置期間

設置先、販売物及び設置期間については次のとおりです。

施設名称	設置台数	屋内屋外の別	販売物	設置期間
香良洲高台防災公園	1	屋内	飲料等	公園施設設置開始日から 令和12年3月31日まで

(4) その他設置に関する事項

香良洲高台防災公園内自動販売機設置に係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得及びその他の入札に必要な事項（入札に係る所定の様式を含みます。）については、公告の日から入札の日までの間、津市ホームページへの登載及び津市役所本庁舎5階建設整備課窓口での資料配布により示します。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和7年7月30日（水）午後2時00分 即時開札

(2) 場 所

津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎5階51会議室

4 入札保証金等

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

(2) 保証人

免除とします。

5 入札参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 過去３年以内に飲料等の自動販売機の設置及び維持管理の実績を有すること。
- (2) 法令に基づく許認可等を要する商品を販売する場合にあっては、当該許認可等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号又は第２項各号のいずれかの規定により入札に参加できない者ではないこと。
- (4) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (6) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者ではないもの。
- (8) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

イ 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者

ウ 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者

エ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者としてします。

7 予定価格

設置先の予定価格は、次のとおりとします。

施設名称	予定価格 (年額) (税抜)
香良洲高台防災公園	5, 3 9 6 円

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 入札金額の表示

入札書に記載する金額（入札金額）は、賃料の年額を記入することとし

ます。

なお、入札書に記載する入札価格には、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

(4) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の金額の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

(7) 設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者とします。

(8) くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。ただし、入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

(9) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(10) その他入札に係る事項

別紙津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 公園施設設置（管理）許可

落札者は、落札後、都市公園法第5条に基づき、公園管理者へ公園施設設置（管理）許可申請を行い、自動販売機の設置前に許可を得てください。令和7年度の使用料は、設置開始日から起算し、日割計算（年365日）によって算定した額（1円未満切捨て）とします。

なお、公園施設設置（管理）許可申請の手續に係る費用については設置事業者の負担とします。

11 入札参加に係る手續

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札

参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出してください。

(1) 参加申込期間

令和7年7月17日（木）から同月25日（金）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して1部提出してください。

ア 名簿登録済の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

	書類名	備考
1	誓約書	指定様式あり
2	実績報告書	指定様式あり
3	設置する自動販売機及び空き缶等の回収ボックスが実施要領に適合するか確認できる書類	寸法及び仕様を記載したカタログなど
4	飲料又は食品の販売にあたって法令に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を証する書類	

イ 名簿未登録の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、1から4までの書類に加え、次に掲げる書類を提出してください。

	法人の場合	個人の場合	備考
5	印鑑証明書	印鑑登録証明書	発行後3ヶ月以内のものに限る（コピー不可）
6	商業登記簿謄本	住民票、営業届証明書及び身分証明書（市町村が発行するものに限る。）	
7	法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	

8	市町村税について未納がないことの証明書（完納証明書）	
9	事業者の概要が確認できる書類（事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等）	事業に関する主要事項を記載したパンフレットなど

(1) 提出方法

津市役所本庁舎 5 階建設整備課窓口に直接持参することとします。

12 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

実施要領に関する質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎 5 階建設整備課窓口に提出する又は F A X により提出することとします。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）から同月 1 1 日（金） 1 7 時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答については、令和 7 年 7 月 1 6 日（水）から入札の日までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎 5 階建設整備課窓口において回答書を配布することにより行います。

【問い合わせ先】

建設部建設整備課

公園整備担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 8 4

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 4 5

津市公告第 9 3 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定に係る道路の種類
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
令和 7 年 6 月 3 0 日
- 3 指定道路の位置
津市安濃町曾根字前 1 0 3 1 番 9
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
A 9 0 . 1 4 メートル
 - (2) 幅員
A 6 . 0 メートル

津市公告第 9 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 小中学校等における指導者用端末等の購入
- (2) 規 格 詳細は仕様書参照
- (3) 数 量
 - ①小中学校等における指導者用端末：1，451台
 - ②大型テレビ出力用HDMI変換アダプタ：1，213個
- (4) 納入期限 令和8年3月31日（火）
- (5) 納入場所 津市立小・中学校及び義務教育学校

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている市内業者又は準市内業者である者。
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が許可された者を除きます。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

3 入札参加者心得、契約条項、仕様書その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和7年7月4日（金）から7月14日（月）まで（土日を除く）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 場所 津市教育委員会事務局学校教育部教育研究支援課教育研究担当
(下記【提出及び問い合わせ先】参照。以下同じ。)

- (4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ「事業者のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係」「発注情報（物件・業務委託）」

(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>)

4 質疑等の受付

- (1) 提出期限

令和7年7月15日（火） 正午まで

- (2) 提出方法

質疑等は、公告において示す参加資格要件を有する者に限って指定の質問書により、(3) 提出場所へ持参、若しくはFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行ってください。

- (3) 提出場所

津市教育委員会事務局学校教育部教育研究支援課教育研究担当

入札参加者は、入札後において、仕様書等（仕様書、関係書類、図面、現場がある場合はそちらを含みます。）についての不明を理由として異議を申し立てることができないため、質問がある場合には、上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

5 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、令和7年7月17日（木）に津市ホームページ「事業者のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係」「発注情報（物件・業務委託）」において公開します。また、書面による回答を希望される場合は、回答書を津市教育委員会事務局学校教育部教育研究支援課教育研究担当で配付します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

6 同等品の申請について

- (1) 同等品（O E M販売品を含む）によって、本入札に参加しようとする者は、同等品認定申請書を提出し、同等品認定を受けること。

ア 提出期限 令和7年7月18日（金）正午まで

イ 提出場所 津市教育委員会事務局学校教育部教育研究支援課教育研究担当

ウ 提出方法 持参又はF A Xによるものとし、郵送によるものは受け付けません。

(2) 提出書類

ア 同等品認定申請書

イ 仕様書の内容を満たしていることがわかるカタログ等の写し

- (3) 同等品認定の審査結果については、同等品認定申請のあった者全員に、令和7年7月22日（火）午後5時までに「認定審査結果通知書」をF A Xで送信することにより通知します。

7 入札参加申込書の提出

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を提出しなければなりません。

ア 提出期限 令和7年7月14日（月）正午まで

イ 提出場所 津市教育委員会事務局学校教育部教育研究支援課教育研究担当

ウ 提出方法 持参又はF A Xによるものとし、郵送によるものは受け付けません。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び宣誓書

8 入札及び開札の日時

令和7年7月28日（月） 午前10時00分から

9 入札及び開札の場所

津市教育委員会庁舎 教育委員会室（4階）

10 入札保証金

免除

11 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）

第19条各号のいずれかに該当する入札者は無効とします。

12 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

13 その他の注意事項

- (1) 入札に関する行為をする者は、教育委員会室へ入室後、入札者確認票を提出すること。
- (2) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号（名称）を記入し、入札を行ってください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。

- (4) 再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、入札書の予備を用意してください。
- (5) 最低価格入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 落札者は、仮契約締結までに落札金額の根拠となった積算内訳書を提出してください。
- (7) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (8) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (9) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (10) その他、入札参加者は、津市条件付一般競争入札参加者心得（第9号様式）に留意の上、入札を行うこと。
- (11) 入札参加申込書の提出後、参加の辞退をする場合は、必ず7月25日（金）の午後5時までに下記担当に連絡すること。
- (12) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず7月25日（金）の午後5時までに、下記担当に確認すること。

【提出及び問い合わせ先】

津市教育委員会事務局 学校教育部

教育研究支援課 教育研究担当

担当 稲垣

津市西丸之内 3 7 番 8 号 津市教育委員会庁舎 4 階

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 8

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 0 1 7

津市公告第 9 5 号

地区計画等の案を作成するため、津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 5 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」といいます。）を令和 7 年 7 月 4 日から同月 1 8 日まで縦覧に供します。

なお、同条例第 3 条の規定により、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する者は、令和 7 年 7 月 4 日から同月 2 5 日までに、津市長に意見書を提出することができます。

令和 7 年 7 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域

- (1) 種類 地区計画
- (2) 名称 津卸商業センター地区地区計画
- (3) 位置 津市高茶屋小森上野町及び高茶屋小森町地内
- (4) 区域 都市計画の図書において表示する。

2 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市公告第 9 6 号

津駅東口交通ターミナル上部空間活用等検討業務について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 7 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 9 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和7年度建整久地第1－1号 久居こどもの遊び場づくり事業に伴う測量業務委託					
業 務 場 所	津市戸木町地内					
業 務 概 要	現地測量 一式 路線測量 一式					
期 間	契約締結日から起算して100日間					
発 注 業 種	測量					
参 加 資 格 関 する 事 項	登録要件	業種	測量		部門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入 札 期 間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室					
予 定 価 格	7,016,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和7年度建整公園第1－1号 津城跡（お城公園）整備事業に伴う測量業務委託					
業 務 場 所	津市丸之内地内					
業 務 概 要	現地測量 一式 路線測量 一式					
期 間	契約締結日から起算して206日間					
発 注 業 種	測量					
参 加 資 格 関 係 事 項	登録要件	業種	測量		部門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務実績要件					
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 問 質	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前9時15分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	4,939,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 - この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和7年度営里地補第1－12号 津市美里文化センター改修工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市美里町三郷地内					
業 務 概 要	改修 (天井改修、防水改修、音響設備改修) ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結日から起算して190日間					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 関 係 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント		部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 問 質	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	3,805,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和7年度営久地補第1－11号 津市久居中央スポーツ公園内プール等解体工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市戸木町地内					
業 務 概 要	解体 津市久居中央スポーツ公園内プール 管理棟 鉄骨造 平屋建 延面積584m2 付属棟 鉄骨造 平屋建 延面積116m2 付帯施設一式 外構一式 野外炊事場 木造 平屋建 延面積93m2 屋外便所 PC造 平屋建 延面積15m2 ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結日から起算して163日間					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント		部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 問 質	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前9時45分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	3,611,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		業 務 担 当 課		建設整備課	
業 務 名	令和7年度建整公園補第1－1号 津城跡（お城公園）整備事業に伴う基本設計業務委託					
業 務 場 所	津市丸之内地内					
業 務 概 要	基本設計 一式					
期 間	契約締結日から起算して222日間					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	造園
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額を有し、1億円未満であること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
	その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年7月8日		から	令和7年7月18日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	4,480,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積算内訳書	要					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維第8号 一身田平野地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市一身田平野地内				
工 事 概 要	表層 187m2 側溝工 76m 集水柵・マンホール工 6箇所				
工 期	契約締結日から起算して116日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前10時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,581,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道維第9号 河芸町南黒田地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市河芸町南黒田地内				
工 事 概 要	表層 41m2 側溝工 32m 集水桝・マンホール工 2箇所				
工 期	契約締結日から起算して98日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】安芸	【地区】河芸	【格付】 D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	3,419,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和6年度北公園補第4号 つつじが丘西公園ほか2園整備工事				
工 事 場 所	津市長岡町ほか2町地内				
工 事 概 要	遊具組立設置工 4基				
工 期	契約締結日から起算して173日間				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月10日	午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和7年7月15日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日		から	令和7年7月18日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前10時45分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	8,979,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和6年度北公園補第3号 新町公園整備工事				
工 事 場 所	津市大園町地内				
工 事 概 要	遊具組立設置工 2基				
工 期	契約締結日から起算して112日間				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 関 係 項 事	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	2,290,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	美杉総合支所・地域振興課	
工 事 名	令和7年度杉地第2－2号 旧国鉄名松線伊勢奥津駅給水塔保存修繕				
工 事 場 所	津市美杉町奥津地内				
工 事 概 要	給水塔保存修繕 一式				
工 期	契約締結日から起算して89日間				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】 久居	【地区】 美杉・久居・一志・白山	【格付】 D・C・B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】 安芸	【地区】 河芸・芸濃・美里	【格付】 D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月10日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和7年7月15日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月18日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月23日 午前11時15分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	4,542,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和7年6月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和7年度建整久地補第1－1号 久居こどもの遊び場づくり事業に伴う基本設計業務委託					
業 務 場 所	津市戸木町地内					
業 務 概 要	基本設計 一式					
期 間	契約締結日から起算して230日間					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 関 係 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	造園
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門における 営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が1億円以上であること			
	同種業務実績要件					
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	令和7年7月18日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月25日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月30日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	11,238,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
積 算 内 訳 書	要					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整街補第8号 雲出野田線道路改良工事（その2）				
工 事 場 所	津市半田地内				
工 事 概 要	路体盛土工 18,700m ³ 植生工 2,450m ² 集水枿・マンホール工 1箇所 排水工 154m				
工 期	契約締結日から起算して200日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 関 係 事 項	提 出 期 限	令和7年7月16日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年7月18日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月25日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月30日 午前9時15分 津市役所（本庁舎） 7 階 入札室				
予 定 価 格	121,171,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和6年度建整道新補第9号 内多清水ヶ丘線道路改良工事（その2）				
工 事 場 所	津市安濃町太田及び安濃町清水地内				
工 事 概 要	側溝工 548m 集水桝・マンホール工 21箇所 表層（車道・路肩部）3, 810m ² 表層（歩道部）2, 130m ² 管渠工 109m 縁石工 415m 路側防護柵工 495m 防止柵工 424m				
工 期	契約締結日から起算して189日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月16日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年7月18日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階）又は F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月25日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月30日 午前9時30分 津市役所（本庁舎） 7 階 入札室				
予 定 価 格	109,881,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道新補第1号 城山高茶屋小学校線及び城山51号線道路改良工事				
工 事 場 所	津市城山一丁目地内				
工 事 概 要	表層 284m ² 側溝工 476m 集水柵・マンホール工 10箇所				
工 期	契約締結日から起算して190日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 B	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年7月18日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月25日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月30日 午前9時45分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	43,058,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和7年度北道新補第3号 上浜町一身田町第1号線道路改良（舗装）工事				
工 事 場 所	津市上浜町一丁目ほか2町地内				
工 事 概 要	表層 2,450m2 側溝工 119m 集水柵・マンホール工 7箇所				
工 期	契約締結日から起算して157日間				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月16日	午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和7年7月18日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月25日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月30日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	48,521,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南道維環第5号 高野団地線道路整備（舗装）工事				
工 事 場 所	津市一志町高野地内				
工 事 概 要	表層 107m2 切削オーバーレイ 1,450m2				
工 期	契約締結日から起算して86日間				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】 久居	【地区】 一志・久居・白山・美杉	【格付】 B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】 安芸	【地区】 河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】 B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年7月18日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月25日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月30日 午前10時15分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	11,527,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和7年度南橋維補第2号 美杉町竹原洞門長寿命化修繕（鋼構造物）工事				
工 事 場 所	契約締結日から起算して200日間				
工 事 概 要	支承取替工 一式 鋼桁補強工 一式 現場塗装工 417m2				
工 期	契約締結日から起算して200日間				
発 注 業 種	鋼構造物				
参 加 資 格 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格 付 要 件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成27年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のいずれか ア 鋼構造物工事で発注された、シェッド架設工事又は修繕工事(ただし、いずれの場合もシェッド内の延長10m以上かつ幅7m以上のシェッドに限る。) イ 鋼構造物工事で発注された、鋼橋架設工事又は修繕工事(ただし、いずれの場合も橋長10m以上かつ幅員7m以上の鋼橋(道路橋)に限る。)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
現場代理人		常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）			
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設 計 図 書 等 関 する 質 問	提 出 期 限	令和7年7月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和7年7月18日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和7年7月8日 から 令和7年7月25日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和7年7月30日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	71,321,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
積 算 内 訳 書	要				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型） 試行案件です。				

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和7年7月7日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和7年度建整街補第7号 半田久居線道路改良工事（その6）			
工 事 場 所	津市半田地内			
工 事 概 要	プレキャストカルバート工 106m 側溝工 385m 管渠工 50m 集水樹・マンホール工 18箇所 切削オーバーレイ 962m ² 縁石工 43m 路側防護柵工 65m 防止柵工 10m			
工 期	契約締結日から起算して211日間			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 連 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）	
	その他要件			
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の類型	工事成績重視型（津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号）		
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点の算出	加算方式： 総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点） 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア．入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷〔失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／3＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）〕 イ．入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷〔失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／3〕		
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、電子くじにより決定する。ただし、総合評価点が最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。		
	【提出資料】 評価項目 算定資料	・評価項目算定資料届出書【第1号様式】		
		・施工実績評価資料【第5号様式】 ・同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)【添付資料】		
		・社会貢献に関する資料(障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し)【添付資料】		
		・市内本店業者施工率評価資料【別紙様式】		
		・手持ち工事量評価資料【別紙様式】 ・手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し【添付資料】		
		・配置予定技術者評価資料【第6号様式】 ・配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類(コリンズ、設計書内訳表等の写し)【添付資料】		
・配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し【添付資料】				
・建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)が発行した学習履歴証明書等の写し【添付資料】				
・建設キャリアアップシステム評価資料【別紙様式】 ・事業者IDの写し等【添付資料】				

	価格以外の 評価点の公表 （審査結果）	令和7年7月29日	津市入札情報公開システムにて公表
	審査結果照会	令和7年7月31日	までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。
評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る	
	提出期限	令和7年7月25日	午後5時 ※期限を過ぎた場合は一切受け付けません。
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）	
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和7年7月16日	午後5時まで（指定の質問書を使用すること）
	回答日	令和7年7月18日	津市入札情報公開システムにて回答
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333	
入札方法等	提出方法	津市電子入札システムによる	
	提出期限	令和7年7月8日	から 令和7年7月25日 まで
	郵送先	ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時 及び場所	令和7年8月1日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	114,533,000 円（税抜き）		
低入札価格 調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。	
重点調査 基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前金払	有		
部分払	無		
積算内訳書	要		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。 ・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の対象案件となります。労働環境の確保に係る誓約事項及び令和7年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和7年6月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行案件です。		